

第4次 横手市地域福祉計画 横手市地域福祉活動計画

横手市成年後見制度利用促進計画
横手市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進計画
横手市再犯防止推進計画
横手市重層的支援体制整備事業実施計画

みんなが主役！
みんなでつくる
人にやさしいまち横手



令和7年3月
横 手 市
社会福祉法人 横手市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉にかかる国等の動向	2
（1）「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築.....	2
（2）社会福祉法の改正と地域共生社会の実現.....	2
（3）生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携.....	2
（4）成年後見制度の利用促進に向けた取り組み.....	3
（5）孤独・孤立対策推進法など、孤独・孤立の問題への対策.....	3
（6）再犯防止推進計画.....	3
（7）重層的支援体制整備事業.....	4
3 地域福祉計画と地域福祉活動計画について.....	5
（1）地域福祉計画.....	5
（2）地域福祉活動計画.....	6
（3）横手市社会福祉協議会との連携.....	6
4 計画の位置づけ.....	7
（1）計画の位置づけ.....	7
5 計画の期間.....	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	9
1 人口の動態等.....	9
（1）人口の推移.....	9
（2）人口ピラミッド.....	10
（3）自然動態・社会動態.....	11
（4）合計特殊出生率.....	12
（5）世帯の状況.....	13
（6）就業及び産業の状況.....	15
（7）障がい者（手帳所持者）数の推移.....	17
（8）要介護等認定者数の推移.....	18
（9）生活保護の状況.....	19
2 就学の状況.....	20
（1）小学校・中学校の状況.....	20
（2）特別支援学校・学級の状況.....	21
3 地域資源の状況.....	22
（1）民生委員・児童委員の状況.....	22
（2）福祉協力員の状況.....	23
（3）地域団体の状況.....	23
4 再犯者の状況.....	26
（1）再犯者率の推移.....	26

(2) 再犯者の状況	27
5 地域福祉を取り巻く課題	28
(1) 福祉関係の部門別計画において課題として捉えている事項	28
(2) 地域における課題	29
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の基本目標	32
3 計画の体系	34
4 市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政の役割	35
5 地域福祉活動圏域の設定	37
第4章 施策の展開	39
基本目標1 お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう	39
【基本方針1-1】お互いを尊重し支えあう意識の醸成	39
【基本方針1-2】地域福祉の推進を担う人材の育成	42
基本目標2 地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう	44
【基本方針2-1】多様な主体による支えあいの促進	44
【基本方針2-2】災害時に備えた地域づくりの推進	50
基本目標3 みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう	54
【基本方針3-1】利用者の立場に立った福祉サービスの提供	54
【基本方針3-2】安心して暮らせる地域生活の構築	59
【基本方針3-3】困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援体制の推進	61
■ <u>横手市成年後見制度利用促進計画</u>	63
■ <u>横手市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進計画</u>	65
■ <u>横手市再犯防止推進計画</u>	66
■ <u>横手市重層的支援体制整備事業実施計画</u>	67
第5章 計画の推進体制	71
1 計画の推進	71
(1) 協働による計画の推進	71
(2) 計画の進行・管理	71
(3) 計画の普及・啓発	71
2 計画の評価	72
(1) 計画の評価	72
資料編	73
1 計画の策定体制	73
(1) 策定体制	73
(2) 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	76
(3) 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	77



第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化・核家族化の進行に加え、価値観や生活様式の多様化、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、地域住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足が顕在化しています。

こうした地域社会の変容により市民が抱える問題も複雑化・複合化しており、従来支援を必要とする雪寄せ・雪下ろしに加え、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった既存の福祉制度だけでは充分に対応できない困りごとがでてきています。

国においては、こどもから高齢者まで、属性や障がいの有無などに関わらず、すべての人々がその人らしい暮らしと生きがいを持ち、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制を構築することを目的に、令和3年、重層的支援体制整備事業を創設しました。

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するもので、当市においても必要とされる取り組みです。

本計画は、市政運営の基本方針である第2次横手市総合計画のもと、社会福祉法の改正を踏まえ、福祉分野の各計画をつなぐ上位計画として位置づけており、地域における日常生活上の課題に、すべての市民が手を取りあって取り組むことにより、地域の福祉力を高めていこうという、『みんなが主役！みんなでつくる 人にやさしいまち横手』を基本理念とした福祉の基本方針を示す計画書です。

本計画に基づく、行政、市民、福祉関係者などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる横手市を目指します。

本計画には、「横手市成年後見制度利用促進計画」、「横手市再犯防止推進計画」、さらに計画期間内に重層的支援体制の整備、孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、国や県、当事者支援団体等と連携・協働する推進体制整備計画を包含します。

2 地域福祉にかかる国等の動向

(1) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

平成27年9月、国は、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢者、障がいのある方、児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を目指す内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンでは、地域包括ケアシステムの構築や、生活困窮者自立支援制度の取り組みを進めるとともに、これらの概念の適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことを示しています。

(2) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現が提唱されました。地域共生社会の実現を確実なものにするため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととしました。

また、令和2年6月に改正された社会福祉法では、第4条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定されるとともに、第6条には「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める」ことが盛り込まれ、「地域共生社会」の実現に向けて、より一層の努力が官民ともに求められています。

(3) 生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携

平成25年12月に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づき、「生活困窮者自立支援制度」が導入されました。この制度は、経済的課題だけではなく、本人の状況に応じた幅広い支援を行うこと、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じ、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけ、計画的に取り組むことが効果的であるとされています。

（４）成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、財産管理や日常生活等において権利擁護支援を必要とする人を支えるための重要な手段ですが、十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされ、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

令和4年3月には、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進するため、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図り、意思決定支援などの取り組みを推進するため、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

（５）孤独・孤立対策推進法など、孤独・孤立の問題への対策

令和6年4月、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、国や地方公共団体、当事者支援団体等の連携・協働の推進や、支援人材の育成・確保等が規定されました。

同月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、居場所のない若年女性たちの存在が顕在化したことなどを背景に、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度の整備が規定されました。

（６）再犯防止推進計画

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

罪を犯した者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続のあらゆる段階で継続的にその社会復帰を支援することが必要であると考えられます。

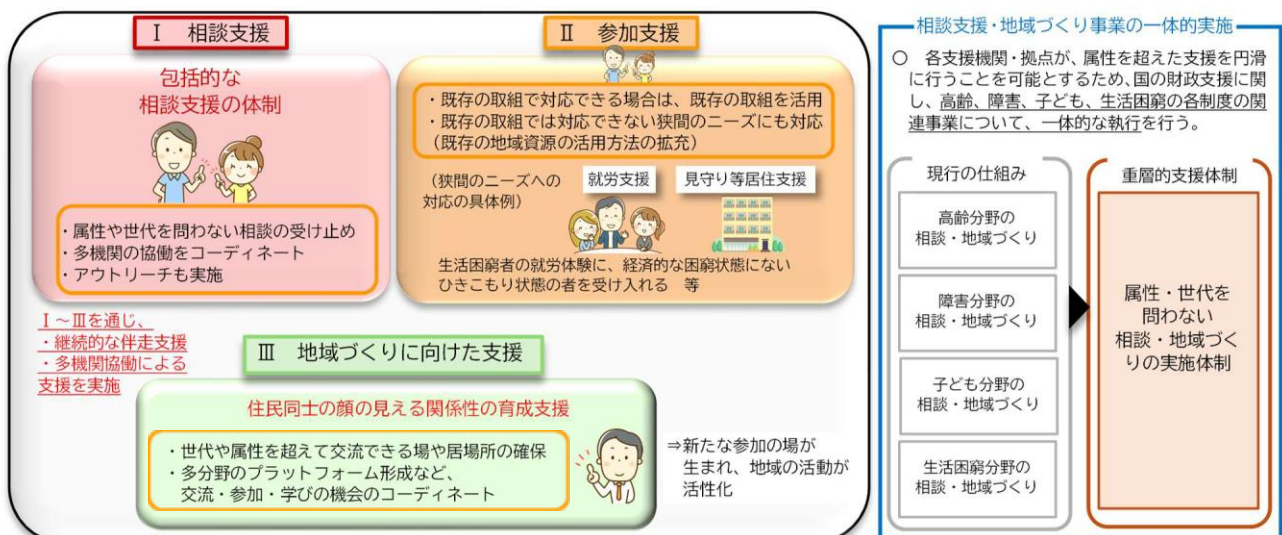
(7) 重層的支援体制整備事業

令和3年4月に施行された「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会を実現するための新たな取り組みの一つとして、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。市町村は、その責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制が相まって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されています。

【参考】重層的支援体制整備事業の全体像 イメージ

重層的支援体制整備事業の全体像



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成育成事業ブロック別研修資料」（令和3年1月）に基づき作成

3 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」、「こども」、「障がい者」などの対象ごとに策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を必要とする様々な方の生活を支えていくことを目指す計画です。

■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、第1条に「地域福祉の推進」が明記されており、第4条では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者が位置づけられています。

(地域福祉の推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条に位置づけられています。

(市町村地域福祉計画)

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画と位置づけられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会 2003年（平成15年）11月）

第1部 地域福祉活動計画策定の考え方

1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む。
- ③ 福祉分野における市民活動の広がりの中で民間の協働計画としての性格を明確にする。

2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

(3) 横手市社会福祉協議会との連携

横手市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的として横手市に設置された団体であり、地域住民、ボランティア、福祉、保健などの関係者、行政機関などの参加・協力を得ながら、地域に根差した様々な活動を展開しており、地域福祉推進のための中心的な役割を担っています。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、行政と社会福祉協議会が緊密に連携し、取り組みを進めることがより効果的となります。そのため、市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定し、住民主体の取り組みを支援しながら、地域福祉のより一層の推進を目指します。

4 計画の位置づけ

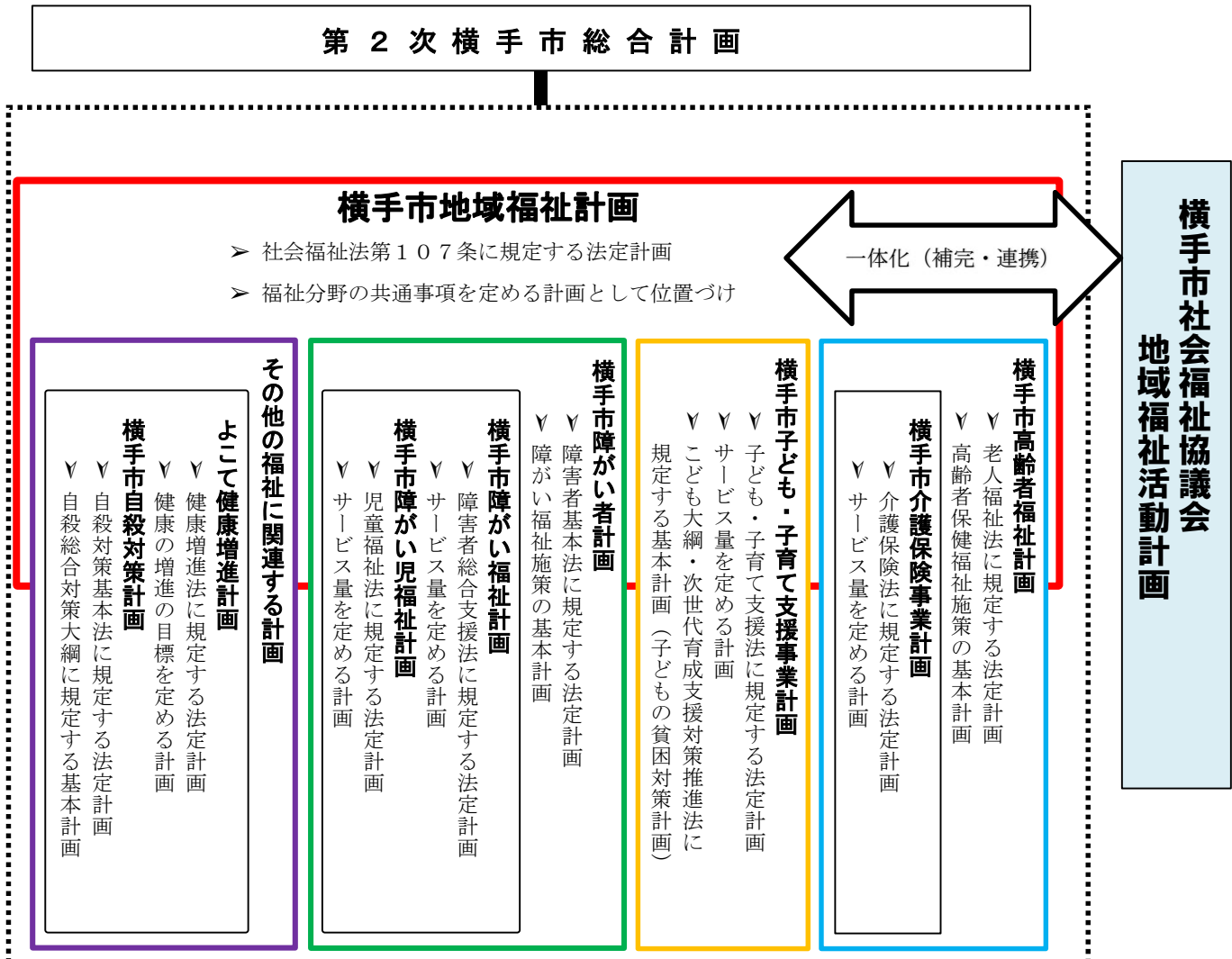
(1) 計画の位置づけ

「横手市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である第2次横手市総合計画の部門別計画としての性格を持っています。

また、高齢者、こども、障がい者などの福祉に関連する当市の分野別計画との整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

当市では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、市と社会福祉協議会とが連携し、地域の社会資源の発掘と社会福祉協議会のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、地域福祉計画と地域福祉活動計画を引き続き一体的に策定しました。

●地域福祉関連計画等との関係



5 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を最終年度とする5年間の計画です。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化など市民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行い、他の関連計画との整合性を保ちながら計画の推進と評価を行います。

●地域福祉関連計画等の期間

計画／年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
第2次横手市総合計画	第2次 (10年)	第3次 (10年)									
横手市地域福祉計画・ 横手市地域福祉活動計画	第4次 (5年)				第5次 (5年)					第6次 (5年)	
横手市介護保険事業計画・ 横手市高齢者福祉計画	第9期 (3年)	第10期 (3年)			第11期 (3年)			第12期 (3年)			
横手市障がい者計画	第3次 (9年)								第4次 (9年)		
横手市障がい福祉計画	第7期 (3年)	第8期 (3年)			第9期 (3年)			第10期 (3年)			
横手市障がい児福祉計画	第3期 (3年)	第4期 (3年)			第5期 (3年)			第6期 (3年)			
横手市子ども・ 子育て支援事業計画	第3期 (5年)				第4期 (5年)					第5期 (5年)	
よこて健康増進計画	第3期 (12年)										
横手市自殺対策計画	第2期 (5年)				第3期 (5年)					第4期 (5年)	



第2章 地域福祉を取り巻く現状



第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口の動態等

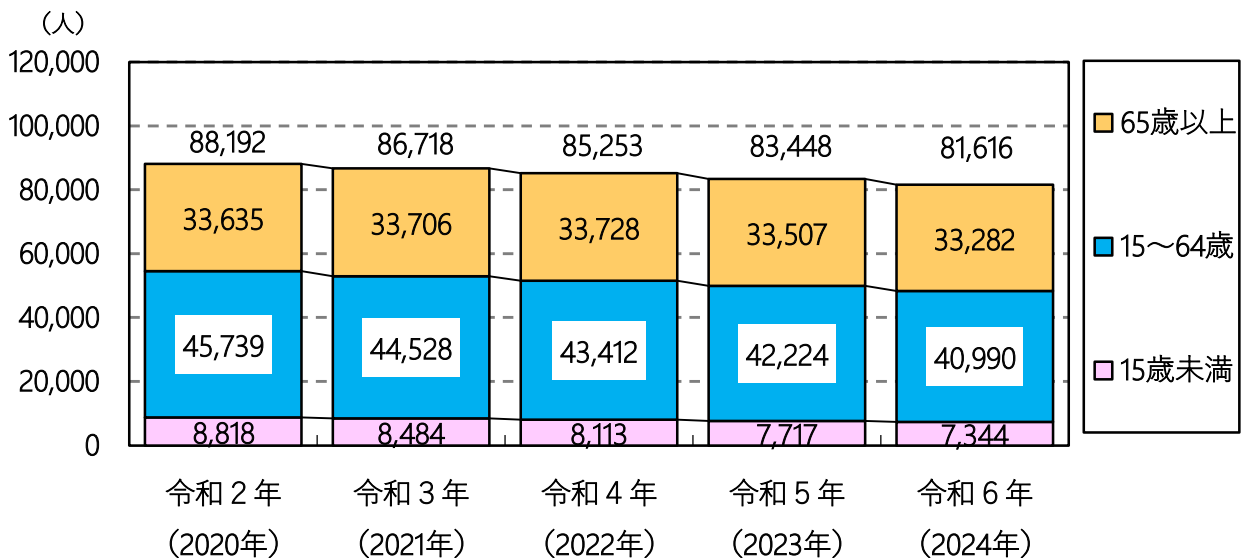
(1) 人口の推移

当市の人口は、減少傾向で推移し、令和2年から令和6年まで6,576人減少しています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口も令和5年から減少に転じています。

また、年齢3区分別人口割合は15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移し、令和6年4月1日現在では、年少人口割合9.0%、生産年齢人口割合50.2%、高齢者人口割合40.8%となっています。

総人口の減少に伴い、地域活動の担い手として、一層高齢者の活躍が期待されています。生産年齢人口の世代には、社会参加促進や地域内で世代を超えた交流機会など地域の交流を促進し、ともに支え、助けあう暮らしやすい地域づくりを構築していくことが求められています。

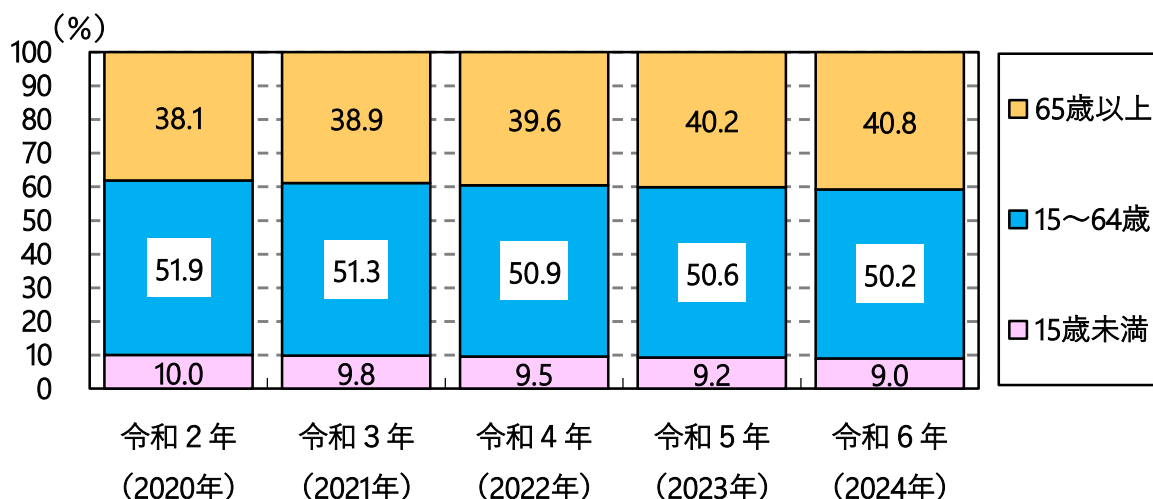
■年齢3区分別人口推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

■年齢3区分別人口割合推移

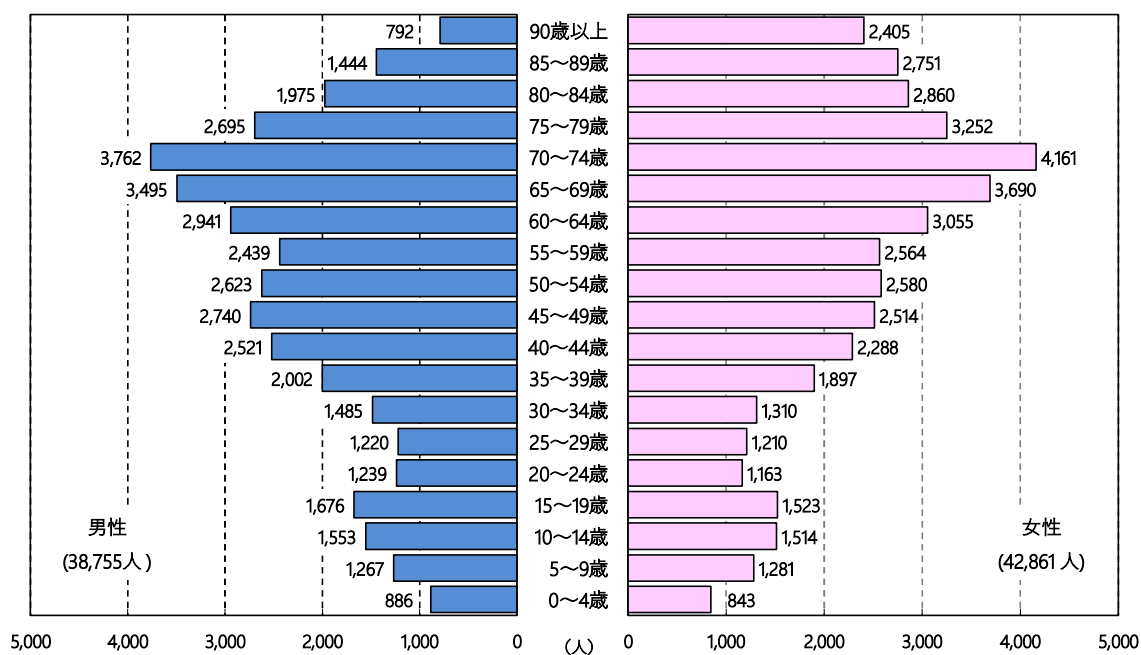


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口ピラミッド

令和6年4月1日時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される人口構成となっています。また、男女ともに70～74歳の構成人員が最も多く、次に65～69歳の構成人員が多いことから、今後も高齢者数の増加が続くことが予測されます。

■人口ピラミッド（令和6年4月1日時点）



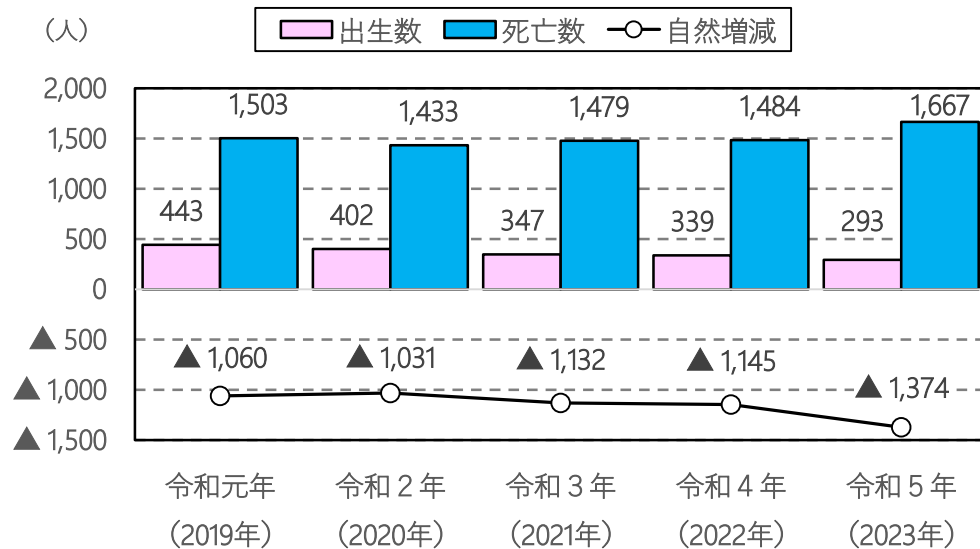
資料：住民基本台帳

(3) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、令和5年の自然増減は、1,374人の減となっています。

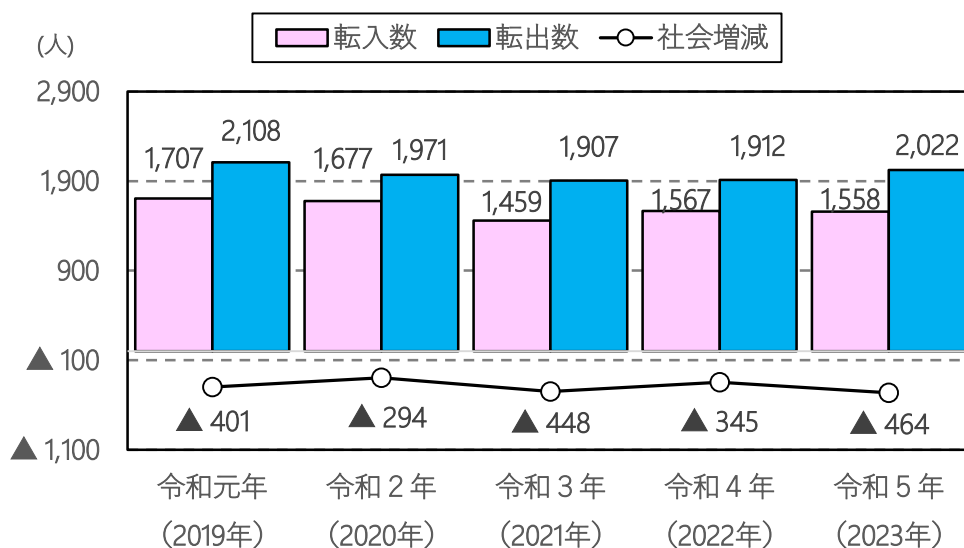
社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回っています。令和5年の社会増減は、464人の減となっています。

■自然動態



資料：秋田県年齢別人口流動調査（各年10月1日）

■社会動態



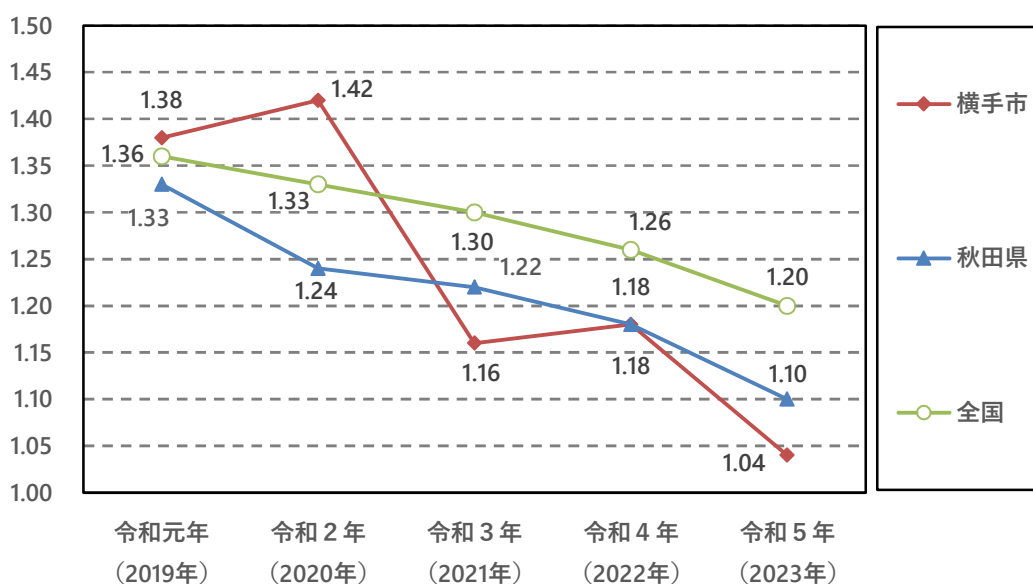
資料：秋田県年齢別人口流動調査（各年10月1日）

(4) 合計特殊出生率

当市の合計特殊出生率は、令和2年までは全国や秋田県の値よりも高く推移していました。

今後は、地域全体で若い世代や子どもと子育て世帯を見守る環境を充実し、安心して子どもを産み・育てられる地域づくりが必要です。

■合計特殊出生率



資料：横手市：県平鹿地域振興局HP掲載「業務概要」及び市健康推進課
県・全国：秋田県衛生統計年鑑、人口動態統計

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの

(5) 世帯の状況

一般世帯数は、平成17年から令和2年までの推移をみると、597世帯減少しています。

その内訳では、核家族世帯数、単独世帯数の増加傾向が見られ、一世帯当たりの人員も減少傾向で推移し、令和2年では2.7人となっています。

また、平成27年と令和2年の間に父子世帯数は36世帯から51世帯と微増しており、母子世帯数は376世帯から338世帯とわずかに減少しています。

高齢者のいる世帯の状況では、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は増加傾向ですが、その他の高齢者世帯は平成17年から令和2年にかけて減少しています。

高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加することが予想される中、高齢者自身の地域への参画に加え、地域住民と関係機関が連携し、高齢世帯が孤立することのないよう、地域での見守り活動を推進していくことが重要です。

また、平時から災害発生時など避難が困難な要配慮者の把握に努め、災害発生前からの準備体制と災害発生時の支援の充実を図ることが重要です。

■世帯数

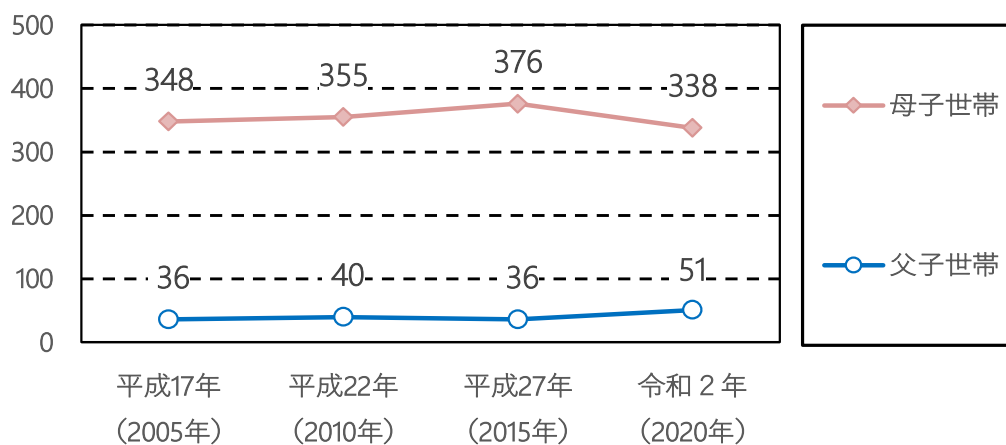
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯総数	31,610	31,731	31,375	31,013
核家族世帯数	14,680	14,959	15,359	15,852
（対一般世帯数比）	46.4%	47.1%	49.0%	51.1%
その他の親族のみの世帯数	11,794	10,610	9,083	7,428
（対一般世帯数比）	37.3%	33.4%	28.9%	24.0%
非親族世帯数	55	139	191	177
（対一般世帯数比）	0.2%	0.4%	0.6%	0.6%
単独世帯数	5,081	6,023	6,720	7,551
（対一般世帯数比）	16.1%	19.0%	21.4%	24.3%
一般世帯人員	101,582	96,061	89,582	82,864
一世帯当たりの人員	3.2	3.0	2.9	2.7

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

■母子・父子世帯の状況

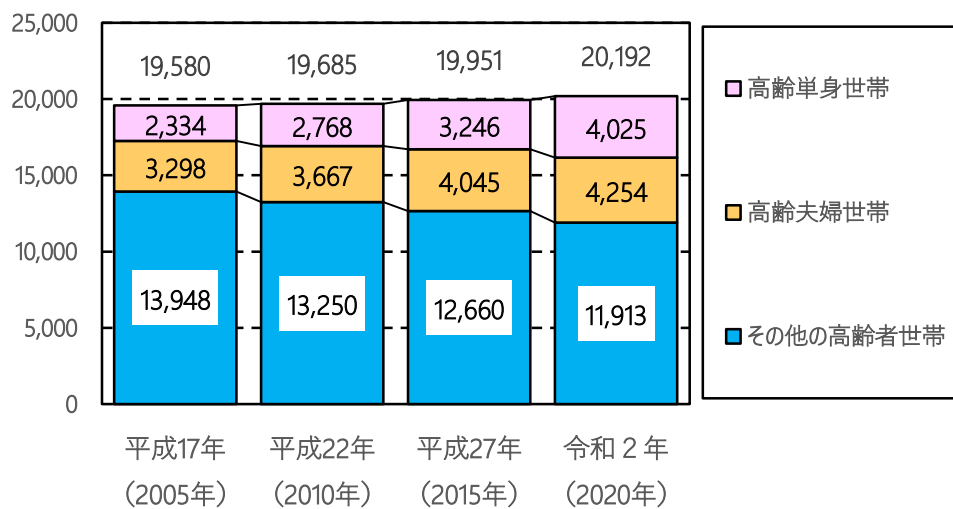
(世帯)



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

■高齢者のいる世帯の状況

(世帯)



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

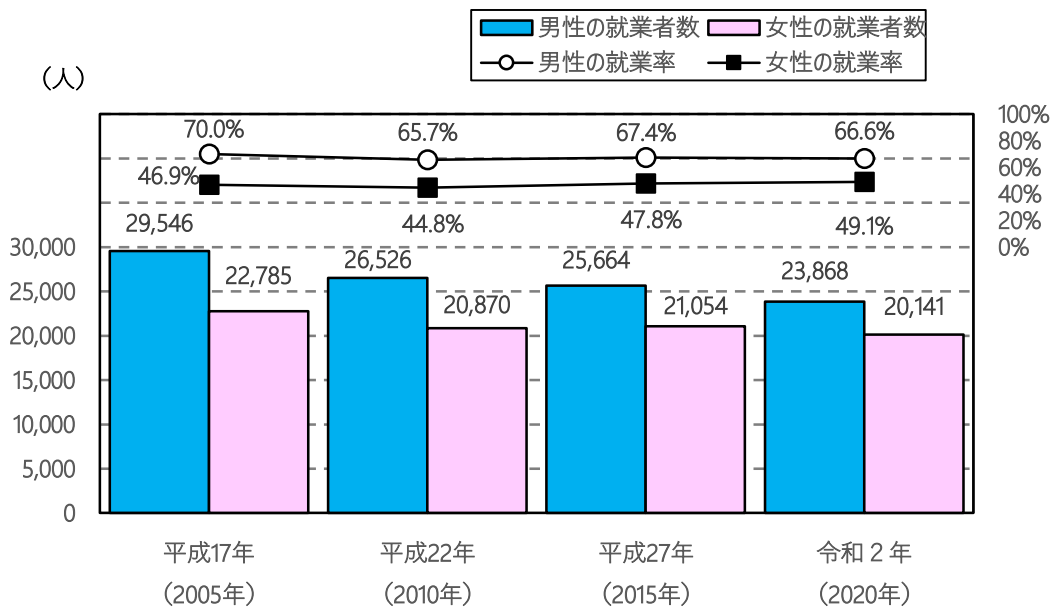
(6) 就業及び産業の状況

男女別就業状況は、男性の就業者数と女性の就業者数がともに減少傾向で推移しています。

男女ともに就業率は、平成22年から令和2年にかけて増加し、令和2年には男性は66.6%、女性は49.1%となっています。

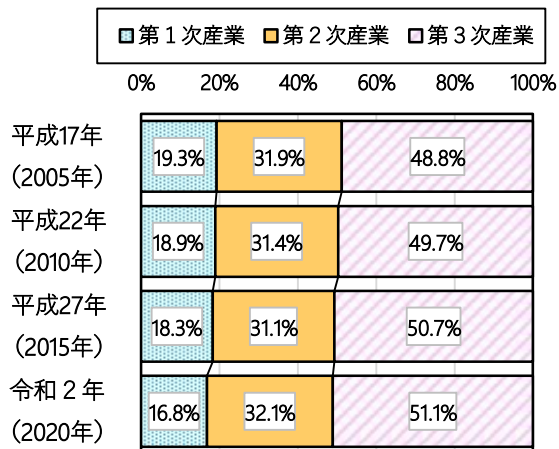
就業者の産業分類は、男女ともに流通やサービスといった第3次産業の増加が見られ、特に女性の就業者については令和2年には70.8%が第3次産業となっています。

■男女別就業状況



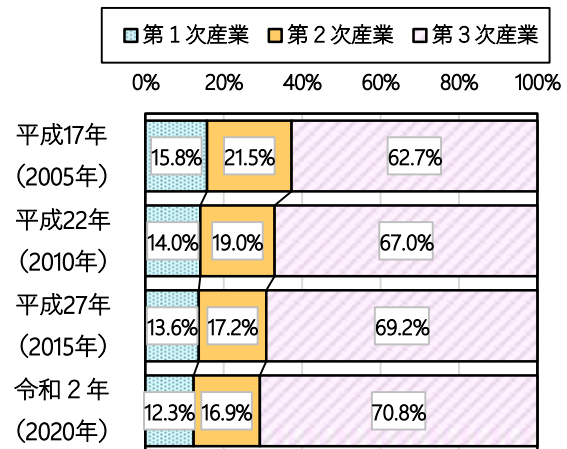
資料：国勢調査

■男女別産業分類（男性）



資料：国勢調査

■男女別産業分類（女性）



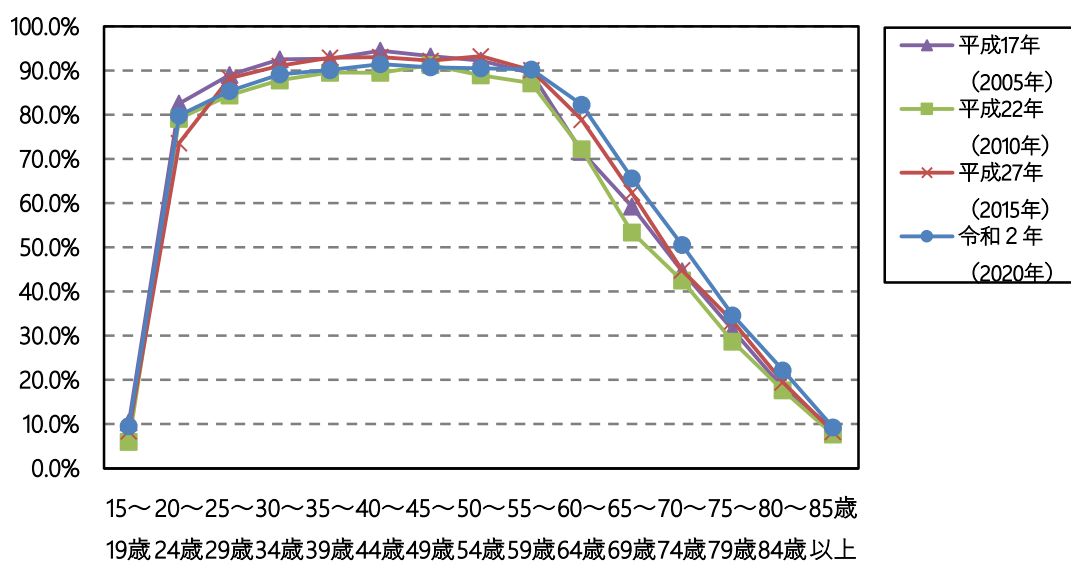
資料：国勢調査

◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

男女年齢別就業率は、女性の就業率が平成17年から令和2年まで20～24歳から35～39歳の間でM字型曲線を示しています。これは出産等によって就業率が落ち込む女性特有のものと考えられますが、令和2年では、25～29歳から35～39歳の就業率の上昇により、男性の年齢別就業率の示す曲線に近づいています。

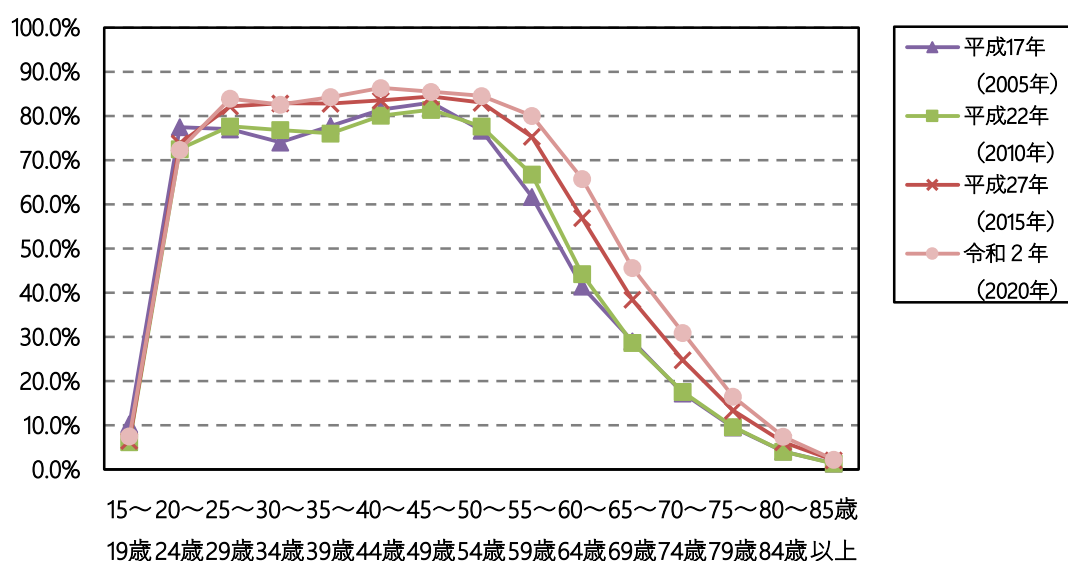
今後は、育児や家庭と仕事の両立でこどもの両親が困ることがないように、職場や身内などの意識改革を含めた各種子育て支援の充実を一層推進することが重要です。

■男女年齢別就業率（男性）



資料：国勢調査

■男女年齢別就業率（女性）



資料：国勢調査

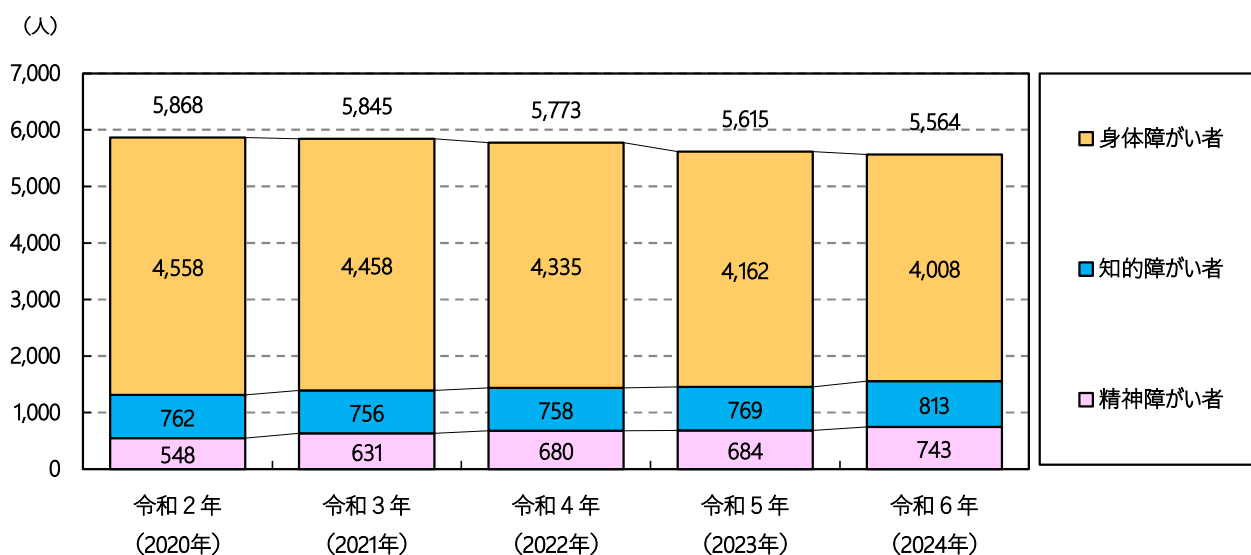
(7) 障がい者（手帳所持者）数の推移

障がい者（手帳所持者）数は、令和2年以降減少傾向で推移し、令和6年では、5,564人となっています。

障がい別では、精神障がい者（手帳所持者）は令和2年以降増加傾向にあり、知的障がい者（手帳所持者）は令和6年に微増となっています。身体障がい者（手帳所持者）は令和2年以降は減少傾向となっています。

障がい特性と障がい者に対する正しい知識と理解を深めるため、福祉教育の充実や各種交流機会の充実、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進、就労支援や成年後見制度等の周知などを推進するとともに、障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談・見守りを含めた支援体制の充実が求められます。

■障がい者（手帳所持者）数の推移



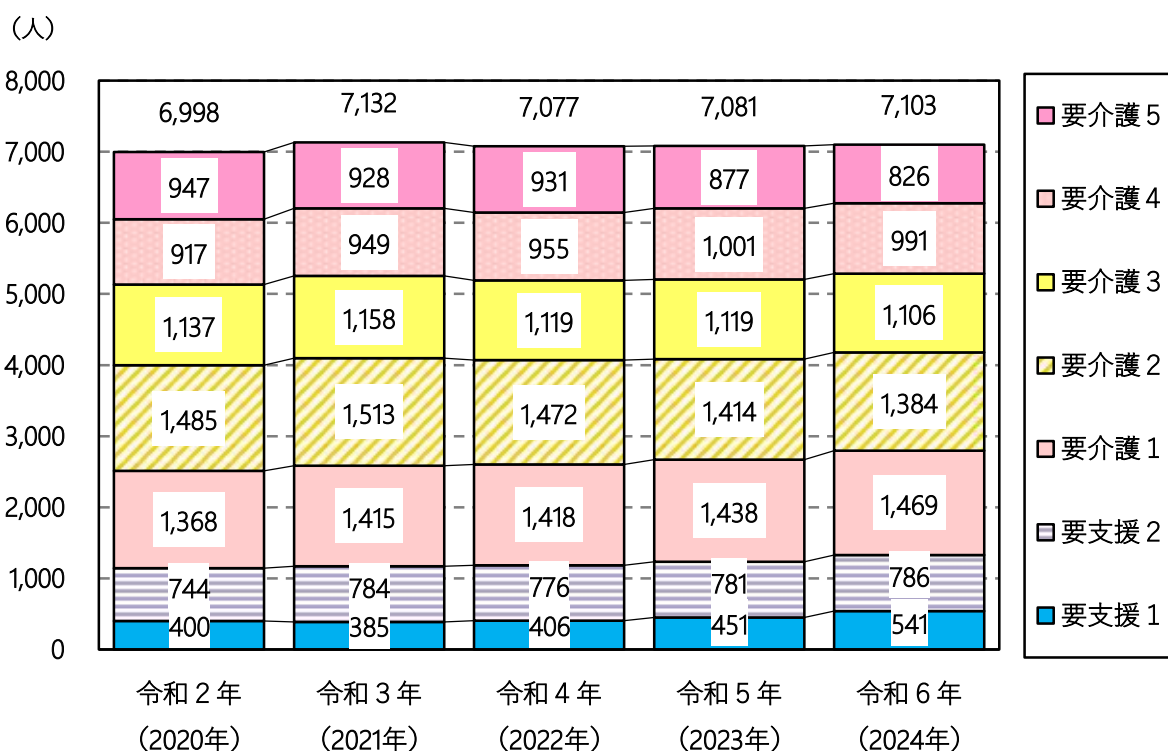
資料：横手市福祉の概要（各年3月末日現在）

(8) 要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると、令和2年以降、増減しながら微増に落ち着いています。要介護1と2が最も多い傾向は変わりません。

要介護認定者は当面は減少に転じることはないと見込まれることから、必要なサービスや情報を必要とする方に確実に届ける体制づくりのため、保健・医療・福祉の各分野の関係者が連携し、相談体制の整備と利用しやすいサービスを充実させることに加えて、認知症高齢者の見守りなどに地域の力が求められます。

■要介護等認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

(9) 生活保護の状況

令和2年から令和5年では、被保護世帯数は減少傾向で推移していますが、令和6年では増加し、被保護世帯が591世帯、被保護人員が741人となっています。

生活困窮者に対しては実態把握に加え、相談窓口などについての継続的な情報発信を図るとともに、多様な分野の団体と連携したきめ細やかな情報交換、生活の自立に向けた支援体制などが求められます。

■生活保護世帯数等

(世帯 / 人 / ‰)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
被保護世帯数	605	601	578	564	591
被保護人員数	763	779	721	690	741
保護率(パーミル)	8.7‰	9‰	8.5‰	8.3‰	9‰

※保護率は現住人口を基に算出

資料：横手市福祉の概要（各年4月1日現在）

生活保護世帯の内訳として、令和2年から令和6年では、高齢者世帯が最も多く世帯の推移も横ばいとなっていますが、母子世帯と障がい者・疾病者世帯は減少傾向となっています。

■生活保護世帯のうち被保護世帯数の推移

(世帯)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
高齢者世帯	374	354	358	365	370
母子世帯	21	17	14	13	12
障がい者・ 疾病者世帯	102	104	90	80	77
その他の世帯	108	126	116	106	132
被保護世帯数の 合計	605	601	578	564	591

※保護率は現住人口を基に算出

資料：横手市福祉の概要（各年4月1日現在）

※‰（パーミル）：1000分の1を1とする単位（千分率）で、1‰=0.1%となる

2 就学の状況

(1) 小学校・中学校の状況

①小学校の状況

令和5年現在、小学校が14校、児童数は3,368人となっています。

令和元年から比較すると、学校数が3校、児童数は457人減少しています。

■小学校数、学級数、教員数、児童数

(校 / クラス / 人)

区分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
学校数	17	17	14	14	14
学級数	199	200	185	183	182
教員数(本務者)	301	300	274	271	262
児童数	3,825	3,693	3,588	3,515	3,368

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

②中学校の状況

令和5年現在、中学校が7校、生徒数は1,899人となっています。

令和元年から比較すると、生徒数は306人減少しています。

■中学校数、学級数、教員数、生徒数

(校 / クラス / 人)

区分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
学校数	7	7	7	7	7
学級数	94	91	89	88	86
教員数(本務者)	187	180	173	170	171
生徒数	2,205	2,124	2,033	1,955	1,899

※県立校1校含む

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(2) 特別支援学校・学級の状況

①特別支援学校の状況

令和5年現在、特別支援学校に通学している児童・生徒は91人となっています。
令和元年から11人減少しています。

■横手支援学校・大曲支援学校の横手市児童・生徒数 (人)

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
小学部	23	28	26	25	28
中学部	30	27	24	20	23
高等部	49	47	42	43	40
児童・生徒数(合計)	102	102	92	88	91

資料：よこてハートフルプラン（各年4月1日現在）

②特別支援学級数（小学校）の状況

令和5年現在、小学校には50の特別支援学級があり、児童数は166人となっています。

令和元年から比較すると、学級数が2クラス、児童数は49人増加しています。

■小学校特別支援学級数・児童数 (クラス / 人)

区分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
学級数	48	51	49	47	50
児童数	117	132	150	158	166

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

③特別支援学級数（中学校）の状況

令和5年現在、中学校には19の特別支援学級があり、生徒数は67人となっています。

令和元年から比較すると、学級数が5クラス増加し、生徒数は22人増加しています。

■中学校特別支援学級数・生徒数 (クラス / 人)

区分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
学級数	14	14	16	20	19
生徒数	45	51	55	65	67

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

3 地域資源の状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

①地区別民生委員・児童委員の状況

当市で活動している民生委員・児童委員は314人（うち主任児童委員が32名）と定員を満たしており、地区別の人数は下記のようになっています。

■地区別民生委員・児童委員数

(人)

地区	横手南	横手北	横手朝倉	横手旭	横手栄	横手境町	横手黒川	横手金沢
民生委員・児童委員数	27	15	14	14	15	7	7	9
(うち主任児童委員)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
地区	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
民生委員・児童委員数	29	43	32	27	44	15	16	314
(うち主任児童委員)	(2)	(3)	(2)	(2)	(3)	(2)	(2)	(32)

資料：横手市福祉の概要（令和6年4月1日現在）

②民生委員・児童委員への相談状況

民生委員・児童委員への分野別の相談状況は、高齢者に関することが最も多いのは変わりませんが、こどもに関することが増加傾向にあります。

■分野別相談状況

(件)

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
高齢者に関すること	2,802	3,010	2,890	2,802
こどもに関すること	1,102	1,130	1,185	1,512
障がい者に関すること	250	197	277	202
その他	1,286	1,390	1,533	1,570
合計	5,440	5,727	5,885	6,086

資料：横手市福祉の概要（各年4月1日現在）

(2) 福祉協力員の状況

①福祉協力員の役割

社会福祉協議会が委嘱する福祉協力員の役割は以下のとおりです。

なお、各地区の福祉協力員で組織される福祉協力員会では、高齢者世帯を対象とした交流活動や友愛訪問活動、地域や学校などが行う福祉活動の支援などを行っています。

- (1) 支援を必要とする人や地域の福祉問題の発見
- (2) 発見した福祉問題の相談・連絡と解決に向けた支援
- (3) 地域への福祉に関する情報の提供
- (4) 社会福祉協議会会員募集と共同募金運動への協力
- (5) その他地域福祉の増進に必要な事項

②地区別福祉協力員の状況

福祉協力員は、847 人が活動しており、地区別の人数は以下のようになっています。

■地区別福祉協力員数

(人)

地区	横手南	横手北	横手 朝倉	横手旭	横手栄	横手 境町	横手 黒川	横手 金沢
福祉協力員数	70	28	40	46	47	30	19	20
地区	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
福祉協力員数	52	117	72	89	115	50	52	847

資料：まるごと福祉課より（令和6年4月1日現在）

(3) 地域団体の状況

令和6年4月1日時点で、市内で活動するボランティア団体は63団体、NPO法人が20法人となっています。また、ボランティア団体への所属人数は5,180人となっています。

■地域団体の状況

NPO法人数	20
ボランティア団体数	63
ボランティア団体所属人員（人）	5,180
個人ボランティア数（人）	33

資料：まるごと福祉課より（令和6年4月1日現在）

◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

●種別と活動内容による区分

高齢者福祉、地域活動の団体数が多く、団体本来の活動内容と合わせ交流活動や趣味活動や各種介助などを通じて地域貢献をしていることがうかがえます。

■ボランティア種別ごとの団体数 （複数回答あり）

種別	活動内容	団体数
高齢者福祉	①家事援助 ②身の回りの介助 ③外出介助 ④食事サービス ⑤入浴サービス ⑥相談・話し相手 ⑦訪問活動 ⑧交流活動 ⑨住居維持 ⑩制作活動 ⑪趣味活動の指導 ⑫上演・演奏活動 ⑬施設での理容・美容等の活動 ⑭スポーツ・レクリエーションの指導	34
障がい児・者福祉	①家事援助 ②身の回りの介助 ③外出介助 ④食事サービス ⑤入浴サービス ⑥相談・話し相手 ⑦訪問活動 ⑧交流活動 ⑨住居維持 ⑩制作活動 ⑪趣味活動の指導 ⑫上演・演奏活動 ⑬施設での理容・美容等の活動 ⑭スポーツ・レクリエーションの指導 ⑮手話・朗読・点訳	17
こども・青少年福祉	①児童健全育成 ②乳幼児の世話 ③創作活動 ④趣味活動の指導 ⑤上演・演奏活動 ⑥スポーツ・レクリエーションの指導	13
社会教育施設での活動	社会教育施設（図書館等）での活動	10
文芸伝承活動	①伝承・保存・指導 ②案内・説明	8
環境に関する活動	①美化 ②環境保全 ③自然保護 ④リサイクル活動	4
国際活動	文化交流活動	2
地域活動	①交通安全・防犯 ②防災・災害援助 ③各種行事の手伝い ④地域活性化	30
除雪	①高齢者住宅などの周辺及び道路の雪よせ ②高齢者住宅などでの屋根の雪下ろし	8
災害	①災害ボランティア活動 ②復旧・復興支援 ③被災者支援 ④防災活動	7
その他の活動	①小破修理 ②収集 ③募金・寄付活動 ④ドナー活動の協力 ⑤病院内活動等 ⑥その他	1

資料：社会福祉協議会より（令和6年4月1日現在）

②老人クラブの状況

当市の老人クラブ数、加入者数は減少傾向で推移しています。令和3年から令和6年では、老人クラブ数は26減少し、加入者数は1,120人減少しています。

老人クラブの減少の要因は、リーダーなどの人材不足と、組織に属さないなど高齢者のライフスタイルの変化が考えられます。

■老人クラブ数・加入者数

(クラブ数 / 人)

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
老人クラブ数	122	114	106	96
加入者数	3,922	3,448	3,093	2,802

資料：横手市福祉の概要（各年4月1日現在）

③シルバー人材センターの状況

シルバー人材センターの登録者数は、合計と男性が減少傾向で推移していますが、女性はやや微増しています。なお、登録者の7割が男性であることは変わりません。

就労は、所得を得られる満足度はもとより、やりがいや生きがいにつながることから、シルバー人材センターの利用促進は重要と考えられます。

■シルバー人材センター登録者数

(人)

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
男性登録者数	712	711	697	684
女性登録者数	282	268	296	292
合計	994	979	993	976

資料：まると福祉課より（各年4月1日現在）

4 再犯者の状況

(1) 再犯者率の推移

①再犯者率の推移

全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は微減しています。秋田県と横手市は令和元年をピークに減少傾向にありますが、令和3年以降は再犯者率が全国を上回っています。

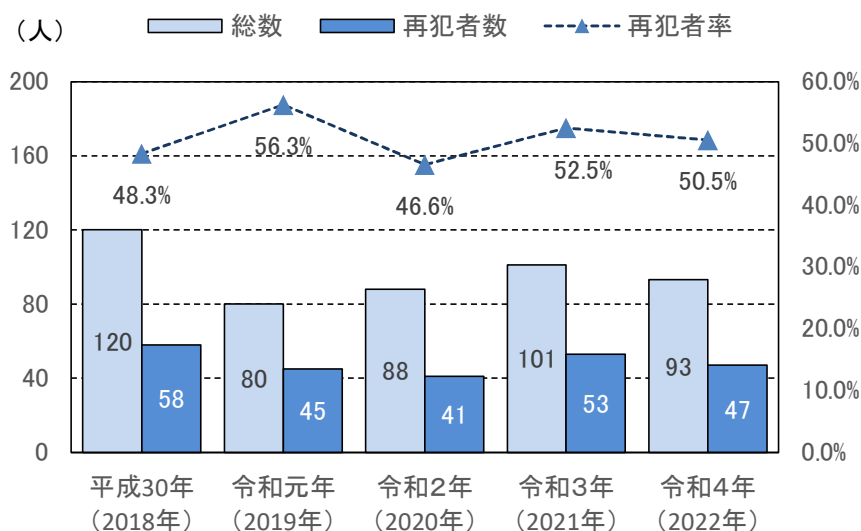
当市の再犯者数は増加と減少を繰り返していますが、令和4年は47人と、平成30年より11人減少しています。一方で再犯者率は2.2ポイント増となっています。

■再犯者率の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
全国	50.5%	50.5%	50.6%	50.0%	49.5%
秋田県	49.5%	51.9%	49.2%	50.5%	50.6%
横手市	48.3%	56.3%	46.6%	52.5%	50.5%

資料：法務省矯正局調査より

■横手市の検挙人数と再犯者数と再犯者率の推移

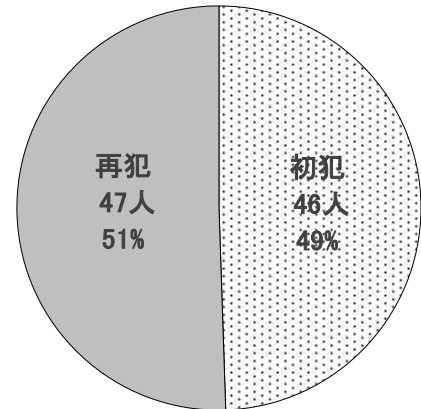


(2) 再犯者の状況

①再犯者の状況

全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は年々減少していますが、当市の再犯者率は、51%と高くなっています。

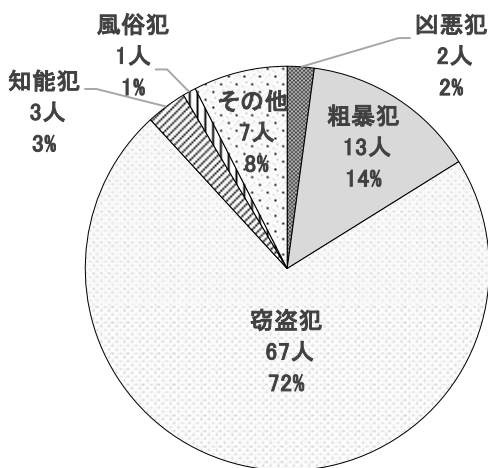
再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、市町村において再犯防止推進計画を策定することが努力義務化されたことから、横手市再犯防止推進計画（P66）を策定し、再犯防止に取り組めます。



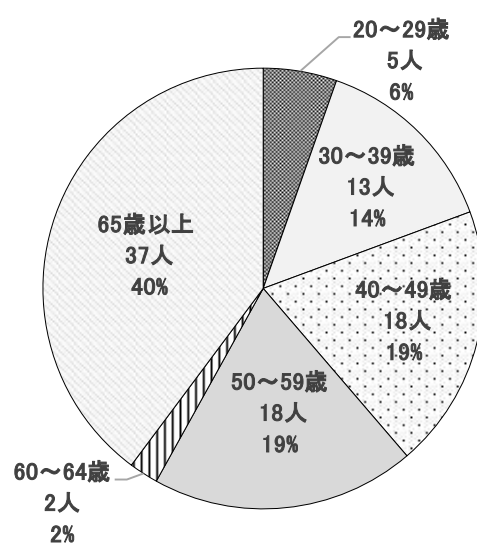
②検挙人員の状況

検挙人員全 93 人のうち、窃盗犯が 67 人と最も多く、7割近くとなっています。また 65 歳以上が 37 人と最も多く、全体の 40%となっているほか、有職者が過半数となっています。

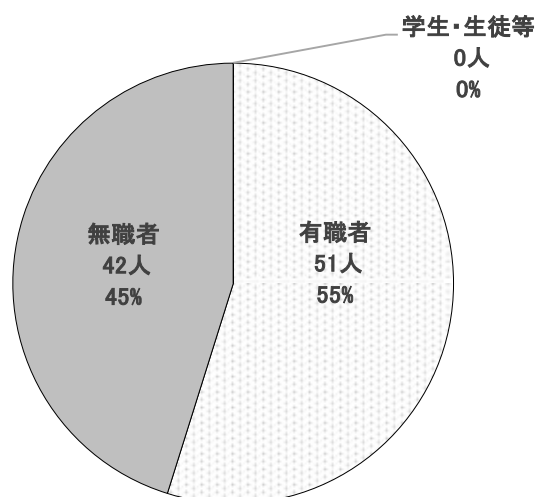
■罪種別



■年齢別



■犯罪時の職業別検挙人員



資料：法務省矯正局調査より

5 地域福祉を取り巻く課題

(1) 福祉関係の部門別計画において課題として捉えている事項

地域福祉計画のもとに位置づけられている各分野の実施計画においては、「地域」に関わる事柄を課題として捉えて基本目標や重点施策などが設定されており、地域福祉計画においても課題として捉える必要があると言えます。

① 横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（令和6年度～令和8年度）

第9期では「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会、「地域共生社会」の実現を重点に据えることがこれまでに増して大切になります。

互いに「まめでらが」「えがったなあ」と声を交わしあい、つながり・支え合うまちづくりを前面に押し出した、『まめでらが』『えがったなあ』が合言葉のまち よこて～一人ひとりが自分らしい人生を送り、共に支え合うまちづくり～を目指すべき将来像として掲げ、介護保険事業の運営と高齢者福祉施策の推進に取り組みます。

② 横手市障がい者計画（令和6年度～令和14年度）

障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会を実現するため、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、社会参加の実現、地域生活の充実を目指して策定したものです。

「第2次横手市総合計画」の健康福祉分野の基本目標である「みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向け、「障がいのある人もない人も互いに支えあい、協働しすべての市民の笑顔がかがやくまち よこて」を基本理念として継承します。ふれあいのあるともに生きるまちづくり、安心・充実した暮らしを営めるまちづくり、すべての人が快適に過ごせるまちづくりの3つを基本目標に掲げ、障がい児を支える取り組みの充実、共生社会を支える生活拠点等の整備の推進、情報アクセシビリティの向上の3つを重点プロジェクトとして取り組んでいきます。

③ 横手市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）

すべてのこどもたちが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、安心してこどもを産み育てやすい環境づくりに取り組むために支援制度の円滑な実施と支援策のさらなる充実を図るために策定するものです。

『夢はぐくむ ゆきんこプラン～子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち～』を基本理念として継承し、こどもの権利を尊重し、子育てを応援する地域づくりに、取り組んでいきます。

④ よこて健康増進計画（令和7年度～令和18年度）

令和5年5月、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正（新基本方針）」に基づき、令和6年度からの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」に対応した「第3期よこて健康増進計画」計画を策定しました。

⑤ 横手市自殺対策計画（令和7年度～令和12年度）

令和4年10月、国は新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、自殺総合対策の6つの基本方針が示されました。当市は国の「自殺総合対策大綱」と「第2期秋田県自殺対策計画」に基づき、「第2期横手市自殺対策計画」計画を策定し「誰も自殺に追い込まれることのない横手の実現」を目指します。

（2）地域における課題

アンケート調査結果や当市の現状、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき取り組んできた内容を踏まえ、当市の地域福祉課題について、次の3つに焦点を当てて整理しました。

課題1 お互いさまの気持ちを大切にする気運の醸成

地域福祉のアンケートでは、約8割の市民が、地域への愛着があり、近所付き合いや関わりで大切だと思うことは「日常のあいさつ等による、人と人とのふれあい」と回答しながら、近所付き合いや交流で深い付き合いをしている人は少数派です。福祉施策を充実していくために重要と考える取り組みの上位には「地域福祉の推進を担う人材の育成（人材育成）」、「お互いを尊重し支えあう意識の醸成（互いの尊重）」があり、特に老人クラブ活動を含めて地域を支えてきた高齢者層は（互いの尊重）を重視しています。

当市の民生委員・児童委員は定員を維持していますが、老人クラブは減少傾向にあり、地域を担う役割の人材も、近年は数の確保が難しいケースもあります。

今後は、住民相互の交流の大切さを実感してもらえるよう地域活動への参加や地域への愛着をはぐくむ機会を充実し、地域の担い手の確保と育成、さらに若い世代、単身（一人暮らし）世帯、現在地域活動をしていない人などへ働きかけることも必要です。

課題2 地域づくりのためのきっかけづくりの必要性

地域福祉のアンケートでは、今後は地域活動に『参加したい』が過半数と現状を上回っています。若い世代、生活にゆとりがない人、近所付き合いや交流がない人でも、身近な地域で、経済的な負担が少なければ地域活動に参加しやすくなることが考えられるため、気軽に参加できるきっかけづくりが必要です。

当市は総人口の減少に伴い、地域活動の担い手として、人口の約4割を占める高齢者の活躍がこれまで以上に期待されています。さらに生産年齢人口の世代には、社会参加促進や地域内で世代を超えた地域の交流機会を促進し、ともに支え助けあう暮らしやすい地域づくりを構築していくことが求められています。

さらに、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加することが予想される中、高齢者の地域への参画に加え、地域住民と関係機関が連携し、高齢世帯が孤立することのないよう、地域での見守り活動を推進していくことが重要です。

また、子育て世帯、障がい者、高齢者など災害弱者への対策として、平時から雪や豪雨などの予測できる災害を想定した準備体制と災害発生時の支援の充実を図ることが求められています。

課題3 属性・世代を問わない包括的な支援体制の構築

地域福祉のアンケートでは、悩みやストレスを相談したり助けを求めることに対するためらいを感じる人が過半数を占め、特に男性、生活にゆとりがない人ほどそう感じる傾向が強くなっています。性別や年代、ライフスタイルによりためらう理由が異なっており、近所付き合いや交流がない人ほど「相談しても意味がない・解決しないと思ったから」という、諦念が感じられます。

ひきこもりのアンケートでは約5%が当事者に該当しており、当事者の約4割、その家族の約3割が「相談したことはない」と回答し、「相談したことはあるが、現在は相談していない」を合わせると半数以上が専門機関等とのつながりがないことがわかりました。

当市では令和4年度に横手市ひきこもり相談支援連絡協議会を立ち上げ、令和6年度からは権利擁護支援の中核機関として横手市成年後見支援センターを設置するなど、制度の狭間の課題解決に向けて取り組みを進めてきました。

今後はこれらの組織の活性化による身近な相談窓口の繰り返しの周知と、相談は気軽にしよてよいという雰囲気醸成も重要です。そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現に向けた多様な相談窓口の整備や専門的な対応ができる包括的な支援体制の構築が求められています。



第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

みんなが主役！
みんなでつくる 人にやさしいまち横手

当市では、第2次横手市総合計画における「みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標の一つに掲げ、幸せな地域社会の実現を目指してきました。

第3次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画期間中はコロナ下にあり、一時は人づきあいや社会活動を制限される環境もありました。物事への無関心、人間関係や隣近所づきあいの希薄化という従来の課題も残る中、誰かがやってくれるはずという他人事ではなく、自分事として向き合い、地域の一人ひとりが主役であるとして、お互いを思いやれる、人にやさしい横手市民のまちづくりを目指します。

これまでの地域福祉分野における取り組みを踏まえ、第2次・第3次計画からの基本理念である『みんなが主役！みんなでつくる人にやさしいまち横手』を踏襲して掲げ、地域福祉を推進していきます。

【みんなが主役】

私たち一人ひとりが、自分の住む地域に関心を持って、地域を守り、育てていくために自分には何ができるかを考える。つまり『私がその地域を担う「主役」である』という意識を持つことが大切です。地域を見つめ、自分を見つめ、そうした中で自分にできることを考え、行動しようとするのが重要です。

【みんなでつくる】

地域のしあわせは、一部の人たちの努力や、特定の団体、行政の力だけでは実現できません。その地域に住むみんなをかけがえのない仲間としてともに歩む意識が必要です。そして、お互いの立場や思いを理解し、尊重しながら、それぞれの持ち味を活かし、力を合わせる大切です。地域のことをみんなで考え、みんなで行動し、地域のきずなづくりを目指します。

【人にやさしいまち横手】

この計画が目指すのは、お互いを思いやるやさしさのある横手市です。その地域に住む誰もが手をつなぎ、思いやりを持ってお互いを支えあうまち。市民みんなが誇れるまち。そんな心豊かで温かみのある横手市を目指します。

2 計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、3つを基本目標として掲げ、当市における福祉のまちづくりを進めていきます。

また、基本目標を達成するために、基本目標ごとに基本方針を設定することにより、地域福祉に関する各施策の方向性を定め、具体的事業の推進を図ります。

「ひと」から始まり、その「ひと」が住む「地域」、その「ひと」を支える「しくみ」というテーマで、基本目標を設定します。

【基本目標1】 お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう

～ テーマ ～ ひと・こころづくり

【基本方針】

1. お互いを尊重し支えあう意識の醸成
2. 地域福祉の推進を担う人材の育成

すべての市民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、あらゆる場面で地域福祉の意識啓発を推進します。

また、地域社会において、高齢化、過疎化など、地域の機能低下が懸念されています。地域住民がお互いに助けあい、支えあう社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となるため、地域福祉の推進を担う人材育成を進めていきます。

【基本目標2】 地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう

～ テーマ ～ 地域づくり

【基本方針】

1. 多様な主体による支えあいの促進
2. 災害時に備えた地域づくりの推進

近年多発する地震や豪雨などの自然災害に備えることも含め、人と人が支えあい・助けあうことができる地域となるよう、地域交流を促進します。

地域の行事などを通じ、世代間の交流を図り地域のつながりの構築や災害時に備えた支えあいの体制をつくります。

地域や共助組織等、みんなで助けあう除雪活動を推進することにより、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【基本目標3】 みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう

～ テーマ ～
しくみづくり

【基本方針】

1. 利用者の立場に立った福祉サービスの提供
2. 安心して暮らせる地域生活の構築
3. 困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援体制の推進

- 横手市成年後見制度利用促進計画
- 横手市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進計画
- 横手市再犯防止推進計画
- 横手市重層的支援体制整備事業実施計画

高齢、障がい、子育て、生活困窮、8050問題、ダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラー、孤独・孤立、再犯者の更生支援など、既存の制度の狭間のニーズなど、多様化・複合化した地域の生活課題に対応するために、福祉・保健・医療分野の関係機関が官民で連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要なときに適切なサービスを利用できるよう、誰も取り残さないまちづくりを進めます。

3 計画の体系

3つの基本目標それぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取組方針と役割分担を明らかにします。

<基本理念> みんなが主役！ みんなでつくる 人にやさしいまち横手

基本方針

【基本目標1】
お互いさまの気持ちで
思いやりのあるまちをつくろう

【ひと・こころづくり】

1. お互いを尊重し支えあう意識の醸成
①福祉意識の醸成と啓発
2. 地域福祉の推進を担う人材の育成
①地域福祉活動の担い手の発掘と育成

【基本目標2】
地域の良さを活かして
明るく安心して暮らせる
まちをつくろう

【地域づくり】

1. 多様な主体による支えあいの促進
①地域住民等による地域福祉活動の推進
②地域福祉活動の拠点の整備
③地域で助けあう除雪活動の推進
④多様な主体の協働による地域福祉力の向上
2. 災害時に備えた地域づくりの推進
①災害に備えた地域による避難行動及び支援活動の取り組み
②緊急時にも対応する支援体制の構築

【基本目標3】
みんなが暮らしやすい
やさしいまちをつくろう

【しくみづくり】

1. 利用者の立場に立った福祉サービスの提供
①福祉サービスの利用に関する相談体制の確保
②福祉サービスの提供体制の充実
③住民主体の介護予防・健康づくりの推進
④福祉サービスの適切な情報提供の推進
2. 安心して暮らせる地域生活の構築
①人にやさしい生活環境づくりの推進
3. 困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援体制の推進
①生活困窮者に対する自立支援対策の推進
 - 横手市成年後見制度利用促進計画
 - 横手市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進計画
 - 横手市再犯防止推進計画
 - 横手市重層的支援体制整備事業実施計画

4 市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政の役割

基本目標の達成のためには、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、協働・連携して取り組んでいく必要があります。

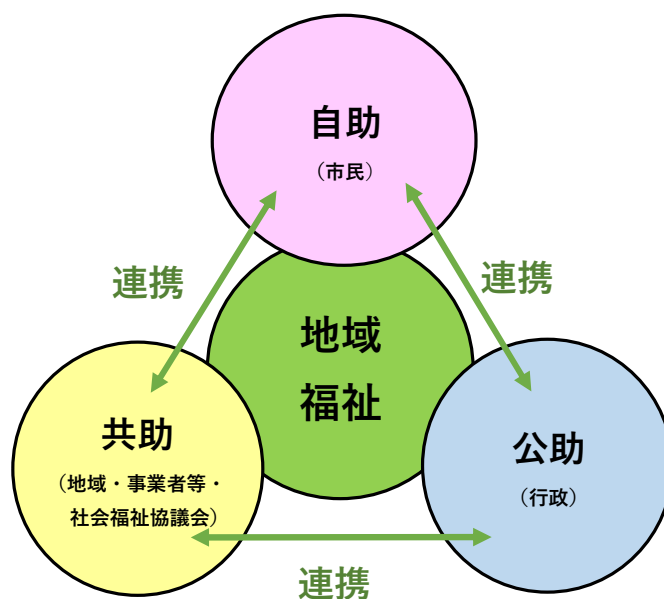
市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「共助」・「公助」の連携した福祉活動を推進します。

市民の役割	地域福祉推進の主役である市民は、福祉に対する意識や認識を高め、自らが福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手であるという意識も併せ持つことが大切です。 そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている方を気にかけてたりするなど、身近なところから心がけ、主体的な自治会・町内会への加入や地域活動への参加など隣近所と日常的にコミュニケーションをとる、地域の活動や行事に積極的に参加するなど、自分たちの力でできるものは、自らが行います。
地域の役割	地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、福祉協力員、老人クラブ、地域ボランティア団体をはじめとする地域コミュニティは、地域で行う活動や行事を通じて、住民同士のつながりをつくることによって、その地域ならではの地域課題の把握や掘り起こしが可能です。それぞれのコミュニティが抱える課題を明らかにし、ボランティア団体・NPO等の各種団体、行政、社会福祉協議会などと共有することで課題の解決を図り、地域福祉を推進します。
事業者等の役割	福祉サービス提供事業者は、多様化するニーズに的確に対応することが求められており、利用者の立場に立ったサービスの質の確保とともに、関係機関との連携による総合的なサービスの提供に取り組めます。 社会福祉法人は、利用者への福祉サービスの提供にとどまらず、地域における公益的な取り組みを通して、地域における様々な課題や福祉ニーズに、その専門性を活かして総合的に取り組めます。民間の企業などにおいても、地域貢献も企業の目的の一つであることや地域社会の一員として、固有の技術などを活かした奉仕活動や地域活動に積極的に取り組めます。

◆第3章 計画の基本的な考え方

社会福祉協議会の役割	社会福祉協議会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目指して活動に取り組めます。多様なニーズに応えるため、様々な福祉活動の推進や福祉サービスの提供を行い、市及び地域のあらゆる団体や組織と連携しながら、総合的な支援体制づくりに努めます。また、ネットワークを活かしながら、市民とともに地域における福祉課題の把握と解決に向け、地域福祉活動を推進していきます。
行政の役割	行政は、市民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく責務があります。そのため、市民の福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉を推進する団体や関係機関等と相互に連携や協力を図り、地域福祉の促進に努めます。また、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめとした関係部署等と連携しながら複合的な課題に対応する体制を強化し、地域福祉の推進に向けた施策を展開していきます。

私たちは、それぞれの役割を果たしながら、自助・共助・公助の連携した地域福祉活動に取り組めます

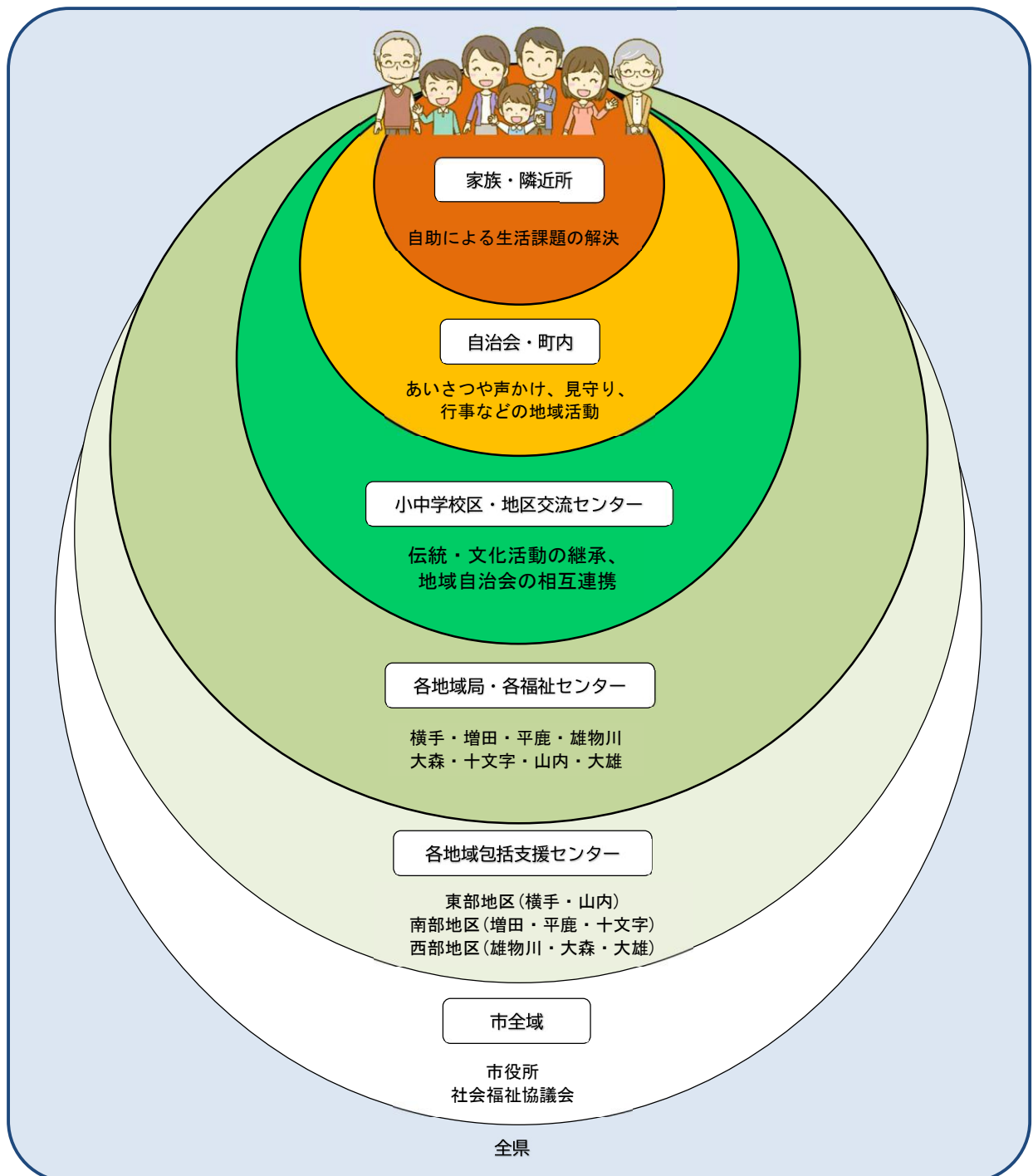


5 地域福祉活動圏域の設定

地域にある生活課題に応じて、「家族・隣近所」、「自治会・町内会」、「小中学校区・地区交流センター」、「各地域局・各福祉センター」、「各地域包括支援センター」、「市全域」からなる圏域ごとの取り組みや各圏域の連携による取り組みによって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

■地域福祉活動圏域





第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標 1

お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう

【基本方針1－1】

お互いを尊重し支えあう意識の醸成

【現状と課題】

近年、近所づきあいの希薄化や地域離れが課題となっていますが、地域で安心して暮らしていくためには、人と人とのふれあいや地域とのつながりを大切にし、お互いを尊重し支えあう意識を持つことが重要です。

日常生活の中であいさつや声かけなどを行い、顔の見える関係性を築くことに加え、幼稚園、保育所（園）、学校、家庭、地域など、あらゆる場面において福祉教育や広報・啓発活動を通じて、支えあい・助けあいの意識をはぐくむことが必要です。

【施策の方向性】

1－1－① 福祉意識の醸成と啓発

年齢や性別、障がいの有無などの属性に関わらず、すべての市民が支えあい・助けあいの意識を持てるよう、福祉意識の醸成と啓発を推進します。

より多くの市民が地域福祉活動に参加できるよう、各種講座・研修の開催やボランティア活動の環境整備を図るとともに、地域福祉に関する情報の広報・啓発に努めます。

◆第4章 施策の展開

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知	【横手市】 市ホームページと市報に計画書を掲載して広く周知し、また、市内全世帯に概要版の計画書を配布し、内容をわかりやすくお知らせすることにより、福祉意識の醸成と啓発を推進します。 【社会福祉協議会】 ホームページやSNSなどでの周知のほか、オンライン環境での確認が困難な方のために計画の概要版や社協だよりなどの紙ベースでも広く周知を図り、住民主体による地域福祉活動の実践に向けて、福祉意識の醸成と啓発を推進します。 《主な関連事業》 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進及び策定	まると福祉課 社会福祉協議会
男女共同参画推進行動計画の推進	ワークスタイルの見直しやワークライフバランスの実現に向け、研修会や情報発信を通して、市民の男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。	地域づくり支援課
敬老事業の推進	敬老事業を実施する団体（自治会、婦人会、共助組織等）へ補助金を交付し、地域のつながりの中での敬老意識醸成を図ります。	まると福祉課
子どもの権利宣言の尊重	「子どもの権利条約」の精神に基づき、子どもが意見を表明し、その権利が尊重される社会意識の醸成と啓発を行います。	子育て支援課
障がい者理解促進研修・啓発事業の推進	障がい者が直面する「社会的障壁」除去のため、障がい者への理解を深められるよう市民を対象として研修・啓発を行います。	社会福祉課
障害者差別解消法に基づく取り組み	障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など理解促進に取り組めます。	社会福祉課

施策	主な取り組み	担当
年末年始見守り チラシの発行	年末に見守りチラシを発行し、冬期間における高齢者世帯等の見守り活動を強化するとともに、地域における支えあいを啓発します。	社会福祉課
地域福祉に関する 情報提供	地域へのアウトリーチにより様々な取り組みの情報収集を行うとともに、地域福祉を推進するための先駆的な手法や取り組みを学び、ネットワーク会議（注）や福祉協力員などを通じて地域福祉推進のために市民やボランティアなどへ情報を提供します。 《主な関連事業》 福祉ネットワーク活動推進事業	社会福祉協議会
ボランティア活動の推進 と支援	関係機関・団体等と連携や情報共有し、広報媒体などを活用しながら情報を広く周知するとともに、ボランティアが活動しやすい環境整備や支援に努めます。また地域や住民、ボランティア、それぞれのニーズに対応するための活動調整を行います。 《主な関連事業》 ボランティア活動推進事業、ふれあいコール事業	社会福祉協議会
福祉教育活動や 交流活動の推進	福祉教育活動や様々な交流活動を通して、学校や企業、団体、地域住民の福祉意識を醸成し、理解を深めます。 《主な関連事業》 福祉教育活動推進支援事業、福祉出前事業	社会福祉協議会

注：ネットワーク会議…町内関係者や福祉関係者等が集い、誰もが暮らしやすい地域づくりと小地域（町内会等）の自主的な見守り・支援体制の構築を目的とした会議

【基本方針1－2】

地域福祉の推進を担う人材の育成

【現状と課題】

当市においては民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティア団体、NPO法人など、様々な人や関係機関・団体等が地域福祉活動を担っていますが、人材の不足・固定化や高齢化が課題となっています。

地域活動に参加しやすくなるためには、気軽に参加できること、身近なところで活動できること、経済的な負担が少ないことなどが求められており、地域活動に関する情報の提供、参加希望者と活動内容のマッチング、参加しやすいように活動時間や曜日を工夫するなどのことが求められています。

アンケート調査では、地域活動への参加意向がある市民は約6割となっている一方で、実際に参加している市民は約4割、福祉関係の養成講座に参加したことがある市民は1割未満と、コロナ禍の影響もあってか、参加意向が実際の参加に結びついていない面もあり、地域活動に参加するきっかけづくりと参加しやすい環境の整備が必要となっています。

【施策の方向性】

1－2－① 地域福祉活動の担い手の発掘と育成

認知症サポーター養成講座やボランティア養成講座、地域や学校で開催される講座など様々な講座や研修会等の機会を通じて、地域福祉の担い手となる人材の発掘と育成を推進します。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
認知症サポーターの養成	認知症に関する正しい知識を深め、偏見を持たずに認知症の方やその家族を見守ることができる認知症サポーターを養成します。 ・地域住民や職能団体、学校等を対象とする認知症サポーター養成講座の開催 ・地域での見守り体制構築に向けたフォローアップ講座の開催	まるごと福祉課

施策	主な取り組み	担当
ファミリー・サポート・センター事業の推進	有償ボランティアによる子育て支援として、育児援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、安心してこどもを預かることができるファミリー・サポート・センター事業を推進するため、こどもの安全確保と会員の質の向上を目的として講習会を開催します。	子育て支援課
手話奉仕員の養成	意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援するため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	社会福祉課
メンタルヘルスサポーターの養成	心の健康づくりや自殺予防活動に関する基礎的な知識と技術を身につけ、地域の身近な相談者としてメンタルヘルスサポーターを養成します。	健康推進課
民生委員・児童委員に対する研修等の実施	民生委員・児童委員が地域で円滑に活動することができるよう、専門的・体系的な研修機会や情報交換の場を提供します。	社会福祉課
地域福祉活動を推進する人材の育成	ボランティア養成講座や福祉協力員を対象とした研修会などのほか、地域や学校等が行う講座に協力して、潜在している人材の発掘と福祉活動の担い手育成に努めることで、住民一人ひとりが役割を持ちお互いが支えあう住民主体の地域づくりを推進します。 《主な関連事業》 ボランティア活動推進事業、福祉協力員活動推進事業、福祉出前事業、福祉教育活動推進支援事業、社会福祉大会開催事業	社会福祉協議会

基本目標2

地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう

【基本方針2－1】

多様な主体による支えあいの促進

【現状と課題】

単身世帯や核家族、高齢者のみの世帯の増加、少子化の進行、ライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などを受けて、近所づきあいや地域とのつながりの希薄化が進んでおり、アンケート調査でも「近所付き合いの必要性を感じない」との回答が多いことなどから、支えあいや助けあいができにくくなることが懸念されています。

また、全国的に年齢が上がるほど自殺者が増えており、本市も同傾向にあります。特に70代以上の男女における自殺率は全国平均を上回っており、秋田県の傾向と同様に家族と同居している人の割合が多い状況です。

何らかの困りごとを抱えていたり、孤独を感じている人について、家族や周囲の人が気づくことができず、本人も声をあげられないまま、家庭や社会で孤立に陥る要因の一つとなっています。近所に気がかりな人が「いる」ことを把握している人はアンケート調査回答者の2割であり、その多くは話し相手や安否確認の声かけ等、何らかの働きかけを行っています。一方で、不安や悩みを抱えている人への声かけや手助けをしようと思わない・わからない人の理由は「そのような余裕がない」、「人に声をかけづらい（怖い・恥ずかしい）」、「自分には役に立てることがない」などとなっています。

まずは、身近なところからあいさつや連絡の伝達などの交流を続けること、冬期間の重要な助けあいである除雪などを通じて、家族や地域の中で生きがいと役割を持ち、気軽に支えあい、助けあいのできる意識づくりが重要となっています。

【施策の方向性】

2－1－① 地域住民等による地域福祉活動の推進

関係機関・団体等が協力して様々な地域活動の支援に努めるとともに、地域住民の積極的な参加を促すなど、住民主体の取り組みを推進します。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
地域コミュニティ活動への支援	自治会、町内会、集落等が実施する地域課題を解決する活動や地域の活性化を図る活動に対し、「町内会等活動補助金」を交付し支援します。また、地域住民による自主的・主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図り、地域課題の解決や地域の活性化を図る事業に対し、「地域づくり活動補助金」を交付し支援します。	地域づくり支援課
地区交流センター事業の推進	地域住民により組織される地域運営組織が実施する生涯学習や地域づくり活動を支援します。世代を超えた交流の場となる地域のコミュニティ活動や地域課題の解決に向けた事業の促進を図ります。	地域づくり支援課
地区会議による地域づくり	住民主体の地域づくりに取り組む地区会議が、地域と行政をつなぐ役割を担うとともに、地区会議が実施する地区行事や地域活動に対して「地域づくり活動補助金」を交付し支援します。	地域づくり支援課
学校・家庭・地域連携総合推進事業の推進	学校と地域住民をつなぐ地域コーディネーターと学校支援ボランティアの活動支援及び人材確保に努めることで、地域でこどもを育てる体制の充実を図ります。	生涯学習課
生活支援体制整備事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、生活支援コーディネーターが地域住民とともに地域の困りごとと地域資源の両方を把握し、地域課題の解決につながる取り組みの検討や地域のつながり、交流、活動などの「支えあい」の充実を図るとともに、様々な生活支援や介護予防の取り組みを推進します。 ・生活支援コーディネーターと福祉や地域づくり関係者との定期情報交換 ・地域ケア会議や研修会への参加による他専門職とのネットワーク構築	まると福祉課

◆第4章 施策の展開

施策	主な取り組み	担当
こどもの居場所づくり 活動への支援	生活に困難な課題を抱えるこどもやその家庭に対し、地域における支援活動へつながるための情報提供や、支援を行う団体等に対し連携した体制が取れるよう努めます。	子育て支援課
自発的活動支援事業の 推進	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等によるボランティア活動を支援します。	社会福祉課
メンタルヘルスサポーターによる自主活動への 支援	メンタルヘルスサポーターが、サロン等の自主活動ができるよう、運営に関して相談に応じ、地域住民が語りあいながら心を癒せる身近な居場所となるよう支援します。	健康推進課
世代間交流の推進	コミュニティ・スクールでの協議を通じて学校と地域が連携を図りながら、地域の実情に応じて、必要とする世代間交流の場の提供に努めます。また、子ども教室には地域住民を講師に迎え、体験活動を通じて世代間交流を推進します。	生涯学習課
福祉ネットワーク活動の 推進	住民自身が地域の福祉課題やニーズに気づき、課題解決に向けて必要な取り組みを考え実践できる住民主体の地域づくりを目指し、地域内の話しあいや情報交換などを行うほか、関係機関・団体等との連携強化を図ります。 《主な関連事業》 福祉ネットワーク活動推進事業	社会福祉協議会
福祉協力員及び 福祉協力員会活動の推進	地域課題の早期発見と必要な支援につなげるため、福祉協力員の人材確保と育成を図り、福祉協力員会活動を強化します。また民生委員・児童委員をはじめとする福祉関係者や福祉関係機関・団体等と連携して、地域福祉活動等を推進します。 《主な関連事業》 福祉協力員活動推進事業	社会福祉協議会

施策	主な取り組み	担当
地域の支えあいや助けあいの推進	住み慣れた地域で役割を持ち、いつまでも自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の支えあいや助けあいのシステムを構築するとともに、福祉活動等の拠点整備や社会参加の機会を創出し、生活支援や介護予防などの取り組みを推進します。 《主な関連事業》 生活支援体制整備事業、いきいきサロン事業	社会福祉協議会

【施策の方向性】

2-1-② 地域福祉活動の拠点の整備

各種情報の周知や声かけ等の取り組みを通じて、地域住民の地域福祉活動への参加を促進します。また、既存の施設を有効活用するなど、活動の場の確保を進め、地域住民の交流の機会や場の提供など通じて地域福祉活動の拠点づくりを推進します。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
集会施設整備事業の推進	住民自治の円滑な推進を図るため、住民自治活動の拠点となる集会施設等の整備に対し、「集会施設整備費補助金」を交付し支援します。	地域づくり支援課
大森子どもと老人のふれあいセンターの運営	秋田県南部シルバーエリア内に設置し、児童の遊びを指導する専任の指導員を配置して、屋内の遊びに加え運動施設を利用した幅広い運動ができるこどもと高齢者とのふれあいの場として運営します。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業の推進	8か所に設置している子育て支援センターを3つに再編し、土日祝の開所センターを増設し利用者のニーズに対応しながら親子の交流の促進を図ります。	子育て支援課

◆第4章 施策の展開

施策	主な取り組み	担当
地域活動支援センターの機能強化	地域活動支援センターにおいて、障がい者に対し、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、センター機能を充実強化し、障がい者の地域における生活支援を促進します。	社会福祉課
福祉活動の拠点となる居場所づくりの推進	地域住民や当事者同士などの交流や親睦、結びつきを深めるとともに、住民主体の地域づくり、福祉活動の拠点となる居場所づくりを進めます。 《主な関連事業》 居場所づくり推進事業、いきいきサロン事業	社会福祉協議会

【施策の方向性】

2-1-③ 地域で助けあう除雪活動の推進

地域での支えあいや助けあいによる除雪活動を、共助組織や除雪ボランティア等の協力も得ながら推進します。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
共助組織による雪処理の支援体制・しくみづくり	共助組織が実施する除排雪事業に対して「地域づくり活動補助金」を交付するとともに、地域住民による除排雪等のしくみづくりを関係団体との連携により支援します。	地域づくり支援課
地域の支えあいによる除雪活動の推進	自力で除雪が困難な高齢世帯等を対象にボランティアによる除雪活動を行うとともに、地域での支えあいや助けあいによる除雪活動を推進します。 《主な関連事業》 除雪ボランティア事業	社会福祉協議会

【施策の方向性】

2-1-④ 多様な主体の協働による地域福祉力の向上

福祉活動を行っている関係機関・団体等が協働し、すべての人たちが支えあい、助けあう地域となるよう、地域福祉力の向上を図ります。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
地域を支える団体への支援	福祉活動を行っている関係機関・団体等とのネットワーク体制を構築し、連携や協働による地域の特性に合わせた福祉活動を推進します。 《主な関連事業》 福祉団体支援事業	社会福祉協議会
地域のきずなづくり	福祉意識を高め、すべての人が支えあいを実践できるよう、福祉教育の推進や交流活動、福祉情報の発信などにより、地域のきずなづくりを推進します。 《主な関連事業》 福祉教育活動推進事業、障害者地域生活支援事業	社会福祉協議会
社会福祉法人等による公益的な取り組みの周知	社会福祉法人による地域における公益的な取り組みを促すような先進地事例の情報を提供します。	社会福祉課
社会福祉法人等と協働による地域課題への対応	他の社会福祉法人等が行っている公益的な取り組みを把握して地域に発信するとともに、複数の機関がそれぞれの特性や強みなどの専門性を活かし、地域における課題に対して連携した対応ができるように検討します。 《主な関連事業》 福祉ネットワーク活動推進事業、社協だよりの発行	社会福祉協議会

【基本方針2-2】

災害時に備えた地域づくりの推進

【現状と課題】

地震や豪雨などの災害が各地で多く発生しており、災害への備えが急務となっています。このような状況の中、高齢化の進行に伴い、災害時に支援や手助けを必要とする人の増加が見込まれます。

アンケート調査によると、近所づきあいや関わりで大切だと思うことでは「防犯活動や災害のときの助け合い」、自身の住んでいる地域やその周辺での困りごとでは「防災や災害発生時の避難に関する課題（防災・避難）」の順位はいずれも高く、災害時の備えや対応は重要視されています。

近所に気がかりな人がいる場合「安否確認の声かけ」をしている人も少なくない一方で、近所づきあいの希薄化が進んでいることから、日頃から顔の見える関係を築いておくことが重要です。

【施策の方向性】

2-2-① 災害に備えた地域による避難行動及び支援活動の取り組み

災害発生時に備え、地域住民、行政及び防災関係機関等が相互に連携し、平時から地域の支えあいや防災訓練、人材の育成等の活動を推進するとともに、避難行動要支援者の把握や避難時の支援体制の整備を推進します。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
避難行動要支援者等に係る避難支援	災害時に避難支援を必要とする方の名簿を整備して、平時から地域の避難支援等関係者に情報提供し、災害時の安否確認や避難支援等に資するよう体制を構築します。	まると福祉課
地域の避難支援体制づくりの推進	安全安心な地域を目指し、町内会や福祉関係者、行政等との協働により、災害発生時に避難支援が必要な方を把握しながら、地域の避難支援体制づくりを推進します。 《主な関連事業》 福祉ネットワーク活動推進事業	社会福祉協議会

施策	主な取り組み	担当
災害時福祉専門職ボランティア登録の推進	大規模な災害発生時に、避難所の円滑な運営体制を確立することを目的として、高齢者や障がい者などの災害弱者の支援にあたる看護師、介護士等の専門的な知識や経験を有する方を災害時福祉専門職ボランティアとして事前登録します。	まると福祉課
福祉避難所登録の推進	災害発生時に、高齢者や障がい者等、避難所での共同生活が難しい福祉的な支援が必要な方に配慮した「福祉避難所」の登録を進めます。	まると福祉課
災害ボランティアセンターの設置運営の協力	社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンター活動の周知及び参加への呼びかけを実施します。	社会福祉課
災害時の復旧・復興に向けた支援活動の推進	被災した世帯や地域の早期復旧・復興を目的に、行政と連携しながら災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア活動や生活支援活動を推進します。 《主な関連事業》 災害ボランティア事業	社会福祉協議会
自主防災リーダーの育成	地域防災力の向上を積極的に進めることができる人材を育成します。	危機対策課
防災訓練の実施	いつ災害が発生しても対応できるよう、地域住民、行政及び防災関係機関等が相互に連携し、情報伝達、避難誘導、救助等、総合的な防災訓練を実施し、有事即応の体制を確立します。	危機対策課
災害に備えた取り組みの推進	災害時に必要な支援が迅速かつ円滑にできるよう、災害ボランティアセンターの設置準備や支援活動を行う人材の育成を図ります。 《主な関連事業》 災害ボランティア事業	社会福祉協議会

◆第4章 施策の展開

【施策の方向性】

2-2-② 緊急時にも対応する支援体制の構築

市民一人ひとりが身近にいる支援を必要とする人等に対し、日頃から見守りや声かけなどを行うとともに、行政や社会福祉協議会は地域の関係機関・団体や事業者等と連携し、緊急時に支援を必要とする人等を支えることができるよう、支援体制の強化を図ります。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
NET119緊急通報システムの導入	聴覚・言語・そしゃく障害に該当する身体障害者手帳交付者に対する広報を実施し、NET119緊急通報システムの利用促進を図ります。	消防本部
応急手当の普及	突然の怪我や病気などの際、家庭、地域及び職場などでできる「応急手当」の普及を推進します。市ホームページやパンフレット、講習会等により応急手当に関する正しい知識と技術の普及を図ります。また、救急現場において、応急手当を行っていただいた方へ「応急手当感謝カード」を配布し、感謝の意を表するとともに手当後のフォローアップを行います。	消防本部
高齢者等に対する緊急時の取り組みの推進	自宅トイレにセンサー付きの電球を設置し、一定時間操作がない場合に緊急連絡先へ通報するシステムを利用した日常的な見守りと、緊急連絡先等の情報用紙を入れ冷蔵庫などに保管できる容器（あんしんボタン）を配布し、急病や災害発生時等の緊急時に対応します。	まると福祉課
徘徊高齢者の家族への支援	あんしん見守りシールの交付を促進し、見守り体制構築に向けた研修会を開催します。	まると福祉課
事業者等との見守り協力体制の構築	自立支援協議会の専門部会を通じ、障がい者の問題ケースに対応します。また、地域の協力事業所による認知症の高齢者等の見守りネットワーク事業を推進していきます。	社会福祉課 まると福祉課

施策	主な取り組み	担当
地域生活支援拠点の整備	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた、地域で支える地域生活支援拠点を整備します。	社会福祉課
虐待防止の推進	高齢者・障がい者・児童等の虐待について、当該者の安全確保を最優先とし、関係機関と協力連携しながら迅速に対応し、虐待の防止・早期発見に取り組みます。また、権利擁護の普及啓発研修・説明会を開催します。	まると福祉課 地域包括支援センター 子育て支援課 社会福祉課
緊急時を含めた地域で見守る体制づくりの推進	支援を要する世帯等の緊急時に迅速な対応ができるよう、避難行動要支援者支援計画等と連携しながら、地域住民、関係機関・団体等と地域情報を共有し、協力体制を構築することで、地域課題の発見や解決に取り組みます。 《主な関連事業》 福祉ネットワーク活動推進事業	社会福祉協議会

基本目標3

みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう

【基本方針3-1】

利用者の立場に立った福祉サービスの提供

【現状と課題】

福祉サービスは、支援を必要としている方の生活を支える重要な役割を担っていますが、福祉サービスを利用するにあたって、サービスの種類や申し込み先などの情報が不十分であるとの声もあります。サービスを必要とする方が、自分に合ったサービスを選択し利用することができるようにしていくことが重要です。

また、アンケート調査では、悩みやストレスを相談することや助けを求めることにためらいを感じる人が約5割となっています。相談は気軽にしていよという雰囲気の醸成に加え、相談窓口が身近な場所にあることの繰り返しの周知とともに、多様な相談窓口の整備や専門的な対応ができるよう包括的な支援体制の強化が重要です。

【施策の方向性】

3-1-① 福祉サービスの利用に関する相談体制の確保

「必要な方」に「必要な情報」が届くような体制の整備を推進するとともに、各種相談窓口の連携と充実を図り、必要に応じて速やかに専門機関につなげることができるよう、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
高齢者に関する相談体制の確保	地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。	まると福祉課 地域包括支援センター

施策	主な取り組み	担当
子ども子育てに関する 相談体制の確保	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が有している機能を活かしながら、全ての妊産婦・子育て世代等に対し、母子保健・児童福祉の両機能を有し一体的に相談支援を行う機関としてこども家庭センターを設置し、支援業務の充実を図ります。	子育て支援課 健康推進課
障がい者に関する 相談体制の確保	障がい者基幹相談支援センターを核とした地域の相談支援機能の強化、関係社会資源との連携、機能強化に取り組めます。住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように幅広い相談内容に対応します。	社会福祉課
若年未就労者に関する 相談体制の確保	働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの未就労者に対し、キャリアコンサルタントによる専門的な相談、コミュニケーション訓練によるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を実施する県南若者サポートステーションを中心とした相談体制の充実を図ります。	社会福祉課
民生委員・児童委員 活動の推進	民生委員・児童委員を配置し、地域住民からの生活上の様々な相談に応じ、適切な福祉サービスの紹介を行います。	社会福祉課
心の健康づくり 無料法律相談の実施	健康問題、家庭環境、経済問題等、自殺の要因となる問題解決の一助となるよう、弁護士が相談を受けます。	健康推進課
相談体制の充実と強化	複合化する相談に柔軟に対応し、適切な支援につなげられる相談体制の充実と強化を図るとともに、誰もが利用しやすい“オール社協”で対応できる相談窓口の設置に努めます。 《主な関連事業》 困りごと相談事業、無料法律相談所開設事業、生活困窮者自立支援窓口、たすけあい資金貸付事業、生活福祉資金貸付事務事業	社会福祉協議会

◆第4章 施策の展開

【施策の方向性】

3-1-② 福祉サービスの提供体制の充実

複雑化・多様化した福祉ニーズに対応するため、行政、関係機関・団体等が分野の垣根を超えて協働し、利用しやすい福祉サービスの充実に努めます。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
居住支援協議会の連携	住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、市・居住支援団体・宅地建物取引業者が連携し、民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットを構築します。	建築住宅課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅と施設の連携や地域における多職種相互連携を図ります。また、個々の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、医療機関や地域の関係機関を含めた連携を強化します。	地域包括支援センター
子育て支援ネットワーク協議会の連携	こども家庭センター、地域子育て支援センター、保健センター、幼稚園や保育所等、児童館、子育て支援サポーター、民生委員・児童委員及び学校関係者等の地域単位の子育て支援者が集まり、情報共有や事業の協力体制を推進します。	子育て支援課
自立支援協議会の連携	障がい者が安心して地域で自立した生活を継続することができるよう、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通して明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえ、地域における障がい者への支援体制の強化を図ります。	社会福祉課
生活支援体制の強化	部門間の連携のほか、地域住民や行政、関係機関・団体等とも協働しながら、専門性を活かした生活支援体制の強化に努めます。 《主な関連事業》 生活支援体制整備事業	社会福祉協議会

【施策の方向性】

3-1-③ 住民主体の介護予防・健康づくりの推進

住民が健康でいきいきと暮らし続けられるよう、福祉・保健・医療・介護の関係機関・団体等が連携し、健康に関する講座や事業の実施等を通じて心身の健康づくりや介護予防の重要性を広めるとともに、健康診断や検診等の受診を促進し、市民の健康づくりを支援します。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
中小規模健康の駅事業の推進	公民館や町内会館等を会場として、らくらく体操、認知症予防、健康講話などを行い、地域の仲間との交流と健康づくりを支援します。	健康推進課
生活習慣病予防の推進	特定健診については地域の会場での集団健診と医療機関方式を併用し、また集団健診ではがん検診も同時に受診できるなど、市民が受けやすい健診体制と、未受診や未申込者への受診勧奨も実施し、生活習慣病予防の普及啓発を推進します。	健康推進課
介護予防普及啓発事業	高齢者を対象に健康教育・健康相談等の取り組みを通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域において自発的な介護予防に結びつくよう支援を行います。地域の集いやイベントを通じて、各種教室を開催します。	まると福祉課
介護予防・閉じこもり防止等を目的とした社会参加の促進	市民の健康づくりや介護予防、生きがいづくり等のため、行政や関係機関の各種研修や講座とも協働しながら、地域の交流活動を推進するとともに、活動の拠点整備や支えあい活動等のしくみづくりなどにより社会参加を促進します。 《主な関連事業》 いきいきサロン事業、生活支援体制整備事業	社会福祉協議会

◆第4章 施策の展開

【施策の方向性】

3-1-④ 福祉サービスの適切な情報提供の推進

支援を必要としている市民が福祉サービスの情報を速やかに入手し、自身の意思に基づいて適切なサービスを選択することができるよう、各制度やサービス内容、福祉サービス事業者についての情報のわかりやすい提供に努めます。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
適切なサービス情報の提供	福祉サービスを必要とする市民がその情報を適切に得られるよう、各制度や福祉サービスについてわかりやすく情報を提供するとともに、情報を入手することが困難な市民への提供方法について検討します。	まると福祉課 子育て支援課 社会福祉課 地域包括支援センター
福祉サービスの情報発信	本会の福祉サービスのほか、市や関係機関で実施している各種福祉サービス等の情報に加え、インフォーマルサービスの情報について、紙ベースによる発信のほか、ホームページやSNSも活用しながら市民がサービスを利用しやすいよう、わかりやすく正確に情報を発信します。 《主な関連事業》 社協だよりの発行	社会福祉協議会

【基本方針3-2】

安心して暮らせる地域生活の構築

【現状と課題】

当市は本州では有数の豪雪地帯であり、冬期間の安全で安心な住民生活を確保するため、除雪困難な高齢者世帯に事業者等を斡旋するなど、必要な世帯への支援はできているものの、少子高齢化等を背景とした除排雪の担い手不足は喫緊の課題となっています。

また、高齢者の増加に伴い免許返納者の増加も見込まれる中、アンケート調査では、困っていることとして「買い物や移動の支援に関する課題」をあげる方も多く、路線バスや循環バス、デマンド交通など、地域交通の重要性は明らかなです。

アンケート調査では福祉施策を充実していくために「安心して暮らせる地域生活の構築」が重要であるとする回答が最も多くなっています。

【施策の方向性】

3-2-① 人にやさしい生活環境づくりの推進

すべての市民が安心して暮らすことができるよう、当市の地域特性に合わせた安心で快適な生活環境づくりを推進します。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
協働による雪対策の取り組み	「市総合雪対策基本計画」並びに、県が定める「地域が共に支え合う除排雪に関する取組（指針）」に基づき、住民、地域、関係団体及び行政が連携・協働し、安全安心な冬期生活の確保に取り組めます。	建設課
雪国よこて安全安心住宅普及促進事業の推進	安全で快適な住宅の普及を促進するため、要件(住宅の雪対策、バリアフリー化、省エネルギー化等)を満たす住宅の改修工事について支援します。	建築住宅課

◆第4章 施策の展開

施策	主な取り組み	担当
一人暮らし高齢者等 雪下ろし雪寄せ支援事業 の推進	おおむね 65 歳以上の高齢者で、身体上の理由等により除排雪することが困難で、親族や近隣者等からの援助が得られない方を対象に、自宅玄関前の排雪や、屋根の雪下ろしを行う費用の一部を助成します。	まるごと福祉課
地域公共交通事業の推進	路線バスや循環バス、デマンド交通など、地域公共交通の利便性向上を図るため、循環バスのルート変更を検討します。また、運転免許証自主返納者への公共交通利用回数券の支給、障がい者等に対する利用料金の割引制度を継続します。	経営企画課
安全安心なまちづくりの 推進	市民や行政、関係機関・団体等と連携しながら、誰もが安心して暮らせる住みやすい福祉のまちづくりを推進します。 《主な関連事業》 除雪ボランティア事業、福祉ネットワーク活動推進事業	社会福祉協議会

【基本方針3-3】**困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援体制の推進****【現状と課題】**

少子高齢化、人口減少、核家族化の進行、ライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化などの環境の変化に加え、8050問題、ダブルケア、生活困窮、ひきこもりや孤独・孤立、再犯防止など、単一の制度のみでは解決が難しい課題が顕在化しています。こうしたあらゆる困りごとを抱えた市民をまるごと受け止める、包括的な支援体制が必要とされています。

高齢者が増加するにしたがって、認知症など、自分の意志による契約や決定が難しい人も増加すると見込まれています。アンケート調査においては、そうした人をサポートするための制度である成年後見制度の認知度は64.5%となっていますが、より一層の周知を図ることが必要であり、成年後見人等が不正をしないか不安を感じている人もいるため、制度の内容を理解した上で安心して利用できるよう、多様な手段によるわかりやすい情報提供が必要です。

令和5年度に実施した調査（概要はP73～75に掲載）において、当市では推定600人の方が孤独・孤立、ひきこもり状態にあることが判明しました。それぞれ異なる経緯や事情を抱え、偏見なく生きやすい地域環境や安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会を望みながらも、従来の高齢者、障がい者、こどもといった属性別の福祉サービスでは対応が難しく、制度の狭間で社会から孤立したり、支援が必要となっています。

また、非行や犯罪をした方の立ち直りに協力したいという市民の賛成は41.5%にとどまり、不賛成（54.5%）が上回っています。地域住民と当事者の互いの基本的人権が守られ、安心安全が脅かされることのないよう丁寧な理解促進を進めることが、社会復帰と地域生活の定着につながると考えられます。

住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生していることから、高齢、障がい、こども、生活困窮の分野を超えた重層的支援体制整備事業の創設が必要となっています。

【施策の方向性】**3-3-① 生活困窮者に対する自立支援対策の推進**

国や県の動向を注視しながら、生活困窮者に対する自立支援対策を推進します。

◆第4章 施策の展開

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
生活困窮者（世帯）の自立支援の促進	【横手市】 生活困窮者自立支援制度推進のため次の取り組みを行います。 ①生活困窮者自立相談支援窓口 生活に不安や困りごとを抱えている方の相談に応じ、支援員が就労も含め自立に向けた相談や、必要な支援を行うための支援プランの作成、支援に必要な関係機関の紹介など、寄り添いながら自立に向けて総合的な支援を行います。 ②住居確保給付金 離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方を対象に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。 ③家計改善支援事業 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、関係機関へつなぐなど、家計の立て直しをアドバイスします。 ④就労準備支援事業 「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、就労が困難な方に対して、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供などの取り組みを検討します。生活困窮者自立支援制度の対象となる方を早期に把握し、ハローワークをはじめとした関係機関と連携し、様々な支援を展開していきます。また、生活困窮者への支援を行う際には、町内会、民生委員・児童委員、地域住民等による日常的な見守り活動が重要となることから、地域全体で生活困窮者を支えていく体制を構築します。 【社会福祉協議会】 生活困窮者自立支援事業などを通じて、経済的に困窮している市民（世帯）の相談に対応するとともに、情報提供や生活支援等により自立に向けた支援を行います。 《主な関連事業》 生活困窮者自立支援事業、エンパワーメント促進事業、フードバンク事業	社会福祉課 社会福祉協議会

横手市成年後見制度利用促進計画

計画期間：令和7年度～令和11年度 5年間

成年後見制度は、認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を被ったり悪徳商法の被害者となったりすることを防ぎ、権利と財産を守り、安心して暮らすことができるよう支援する制度ですが、当市における成年後見制度の認知度はまだ十分とは言えません。

本計画を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条第1項に基づく、市の「成年後見制度利用促進計画」として位置づけ、権利擁護支援という側面から地域共生社会の実現を目指し、判断能力が低下しても安心して暮らすことができるよう次の取り組みを行います。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
成年後見制度の普及と啓発	【横手市】 横手市成年後見支援センターを拠点とし、成年後見制度に関わる相談支援を行うとともに、出前講座等を実施し成年後見制度の普及啓発を実施します。 【社会福祉協議会】 関係機関や専門職等で構成する連携ネットワークの中核を担い、地域で支えあいながら誰もが住み慣れた地域で尊厳をもって自分らしく安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進や情報提供、法人後見事業実施体制の構築に努めます。 《主な関連事業》 成年後見推進事業	まると福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業の推進	本人による成年後見制度の申立てが困難な高齢者や障がい者等に、市が代わって申立て手続きを行います。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な高齢者や障がい者等に、制度の申立てに要する経費の全部又は一部を補助します。	社会福祉課 まると福祉課

◆第4章 施策の展開

施策	主な取り組み	担当
権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備	横手市成年後見支援センターを中心に地域連携ネットワーク協議会と連携し、権利擁護に関わる支援や制度の利用促進を図ります。また、横手市成年後見支援センターには、弁護士等の専門職などで構成される運営検討委員会を設置します。委員会は、センターが実施する事業について、審議します。	まると福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
市民後見人の養成と活動支援	高齢者や障がい者の権利擁護のため、日常的な金銭管理や身上監護等の後見活動に取り組む市民後見人候補者を養成し、その活動を支援します。	まると福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の推進	判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で日常生活をその人らしく安心して送れるよう、福祉サービスの利用支援と生活を継続することができる体制を整備するとともに、事業を利用する方の判断能力が低下した場合の法定後見制度の利用を支援します。	社会福祉協議会

横手市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進計画

計画期間：令和7年度～令和11年度 5年間

本計画の根拠法である「孤独・孤立対策推進法」において、「孤独及び孤立の状態」とは「日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」と定義されています。

当市においても孤独・孤立、ひきこもり状態にある人は存在しており、そうした人々たちへの支援が必要となっています。

「孤独・孤立対策推進法」では、孤独・孤立対策を「孤独・孤立の状態にある者への支援」ととどまらず、「孤独・孤立の状態となることの予防」も含めており、あらゆる人を対象に必要な対策を講じるものとしています。地方自治体での計画策定は必ずしも求められていませんが、本計画をこれに基づく、市の「孤独・孤立対策の重点計画」として位置づけ、孤独・孤立対策に関する施策の効果的・効率的な推進を図るため、次の取り組みを行います。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
社会的に孤立している要援護者への情報提供	家族や地域等との交流がなく、社会的に孤立し支援を必要とする方及び家族等からの相談窓口の周知を図ります。	まると福祉課 社会福祉協議会
社会的に孤立している要援護者への相談・支援の実施と拠点整備	当事者及び家族等からの相談に応じ、必要な支援も行い気軽に通える居場所を提供します。また、アウトリーチも実施します。	まると福祉課 社会福祉協議会
社会的に孤立している要援護者の社会参加支援	社会とのつながりを回復するため、就労体験を含む本人の状態や希望にあった支援メニューを創出し、それを利用できるよう、社会参加支援者・協力者との調整を行います。	まると福祉課 社会福祉協議会
社会的に孤立している要援護者への包括的な支援体制の構築	相談支援機関のネットワークを構築します。また、当事者会・家族会の開催、市民向けの講演会・研修会を開催します。	まると福祉課
社会的に孤立している要援護者の支援者の育成	家族や地域等との交流がなく、社会的に孤立し支援を必要とする方及び家族等の相談支援に関わる支援者の資質の向上のため研修会等を開催します。	まると福祉課

横手市再犯防止推進計画

計画期間：令和7年度～令和11年度 5年間

罪を犯した人や非行をした人たちが社会に立ち戻っていくためには、再び罪を犯すことがないように様々な支援を行うこととあわせて、罪を犯した人や非行をした人たちが孤立、排除されることなく、地域社会の一員として受け入れられることも重要です。

本計画を「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、市の「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、地域における更生や再犯防止に関する次の取り組みを行います。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
再犯防止に向けた基盤の整備	「社会を明るくする運動」強調月間において、運動を周知するイベント等を実施し、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。	生活環境課
民間協力者の活動の促進	保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し市職員退職予定者にパンフレットを配布するなどの取り組みを行います。また、市職員の保護司活動時は職務専念義務を免除する、保護司と刑期を終えた人との面接場所を確保する、保護司会に対して補助金を交付する等、保護司の活動を支援します。	人事課 生活環境課 まると福祉課 社会福祉協議会
就労・住まいの確保	刑期を終えた人たちの居住の安定を図るため、市・居住支援団体・宅地建物取引業者が連携し、民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットを構築します。また、生活困窮者自立支援事業や各種相談事業を通じて、自立に向けた支援を行います。	建築住宅課 社会福祉課 社会福祉協議会
保健医療・福祉サービスの利用促進	刑期を終えた高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう秋田保護観察所や保護司会等関係機関・団体と連携を図ります。	社会福祉課 まると福祉課 健康推進課 社会福祉協議会

横手市重層的支援体制整備事業実施計画

計画期間：令和7年度～令和11年度 5年間

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するものです。

本計画を社会福祉法第106条の5第1項に基づく、市の「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけ、次の取り組みを一体的に行います。

◆取り組むこと

施策	主な取り組み	担当
相談支援	本人や世帯の性質や特徴に関わらず包括的に相談を受け止め、支援会議・重層的支援会議により抱える課題を解きほぐし、必要な支援に繋がります。 ●【高齢者】地域包括支援センターの運営 横手市東部地域包括支援センター（直営） 横手市南部地域包括支援センター（直営） 横手市西部地域包括支援センター（直営） ●【障がい】障害者相談支援事業 横手市障がい者基幹相談支援センター（委託） ●【こども】利用者支援事業 横手市こども家庭センター（直営） ●【生活困窮】生活困窮者自立支援事業 横手市自立相談支援窓口（委託） ●【孤独孤立】横手市ひきこもり地域支援センター（直営）	地域包括支援センター 社会福祉課 支援センターのぞみ 子育て支援課 健康推進課 社会福祉課 社会福祉協議会 まるごと福祉課

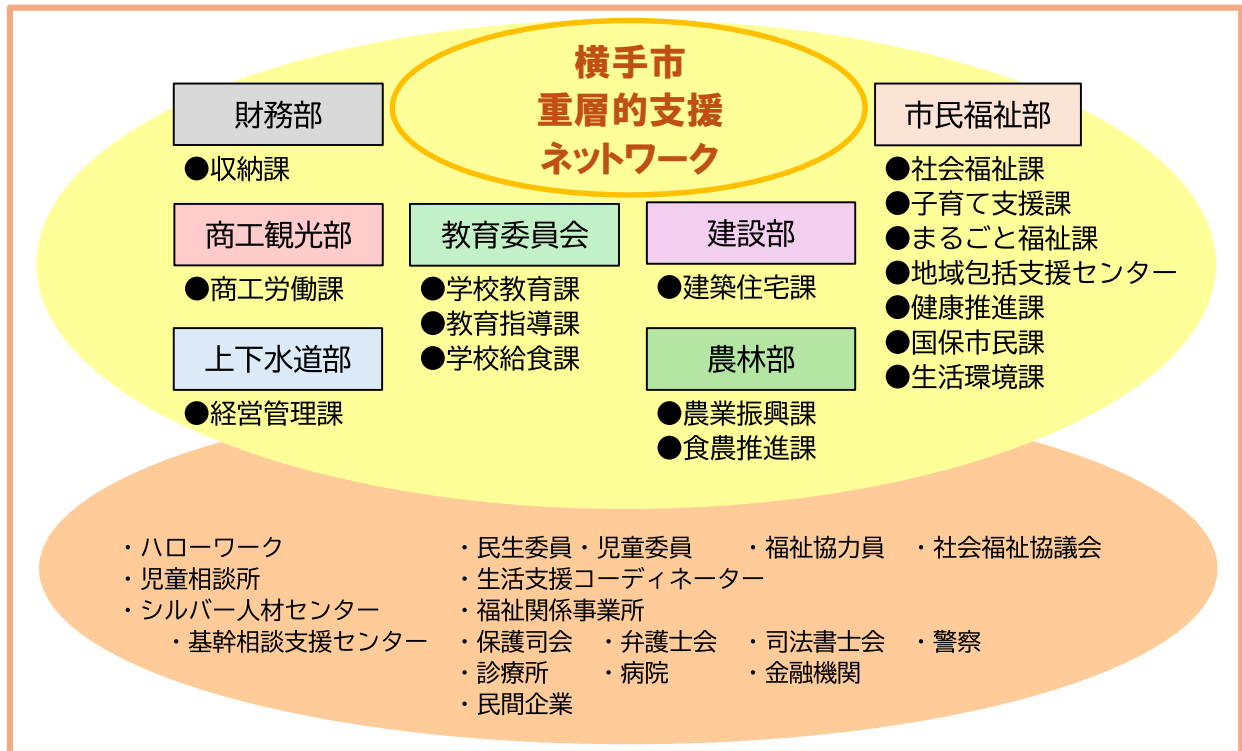
◆第4章 施策の展開

施策	主な取り組み	担当
地域づくり支援	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士顔の見える関係性を築ける環境づくりを推進します。 ●【高齢者】生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターを配置 全域担当1名、東部・南部・西部地区に各1名の計4名（委託） ●【障がい】地域活動支援センター事業 地域活動支援センター 1か所（委託） ●【こども】地域子育て支援拠点事業 横手市東部子育て支援センター（直営） 横手市西部子育て支援センター（直営） 横手市南部子育て支援センター（直営） ●【生活困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業 横手市自立相談支援窓口（委託）	まると福祉課 社会福祉協議会 社会福祉課 支援センターのぞみ 子育て支援課 社会福祉課 社会福祉協議会
参加支援	社会とのつながりを回復するため、就労体験を含む本人の状態や希望にあった支援メニューを創出し、それを利用できるよう、社会参加支援者・協力者との調整を行い、参加支援事業としてのしくみをつくります。	まると福祉課 社会福祉協議会 など
アウトリーチ等を通じた継続支援	関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を発見し、支援が届いていない本人や世帯に必要な支援を届けます。また、本人や世帯に寄り添った伴走支援、支援会議・重層的支援会議を活用したチーム支援による継続的な支援を実施します。	健康推進課 まると福祉課 地域包括支援センター 社会福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会 など
多機関協働による包括支援	支援に必要な多くの分野の関係者が集まった支援会議・重層的支援会議で支援プランを作成し、必要な支援を実施します。	まると福祉課 社会福祉協議会 など

■分野を超えた官民連携体制の構築

包括的な支援を行うためには、各分野における既存の相談支援や地域づくり等の取り組みを活かしつつ、多様な主体が、分野を超えて連携することが重要です。住民生活との関わりが深い官民の多機関によるネットワークを構築し、必要に応じて迅速かつ円滑に協力できる体制を整えます。

横手市重層的支援ネットワーク（イメージ）





第5章 計画の推進体制



第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 協働による計画の推進

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の基本理念である『みんなが主役！みんなでつくる 人にやさしいまち横手』を実現するためには、市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を分担して福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。

すべての市民が地域福祉を推進するための重要な資源であり、一人ひとりができること（自助）、隣近所、関係機関・団体などができること（共助）、公的機関の役割（公助）まで、地域にはどんな資源があるか知ることが大切です。

それぞれがその特徴や能力を活かし、自らの役割を認識して行動する協働による計画の推進を目指します。

(2) 計画の進行・管理

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画は、関連する高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画などと連携を図り、計画の進行・管理を行います。また、関連する事業などについては、それぞれの事業を実施する関係部局と連携して定期的の実態調査を実施し、計画の進捗状況や改善点を把握します。

(3) 計画の普及・啓発

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画については、計画書及び計画書の概要版、市報よこてや社協だより、ホームページや各種アプリやSNSなどのICTを活用した広報を行い、内容の周知を図るとともに、現在当市で行われている地域福祉の取り組み事例などを紹介していきます。

また、計画の策定にご協力をいただいた関係機関・団体などが活動している場を通じた普及・啓発をはじめ、自治会・町内会、民生委員・児童委員の集まりなど、様々な機会を活用してこの計画を説明し、理解と協力を求めています。

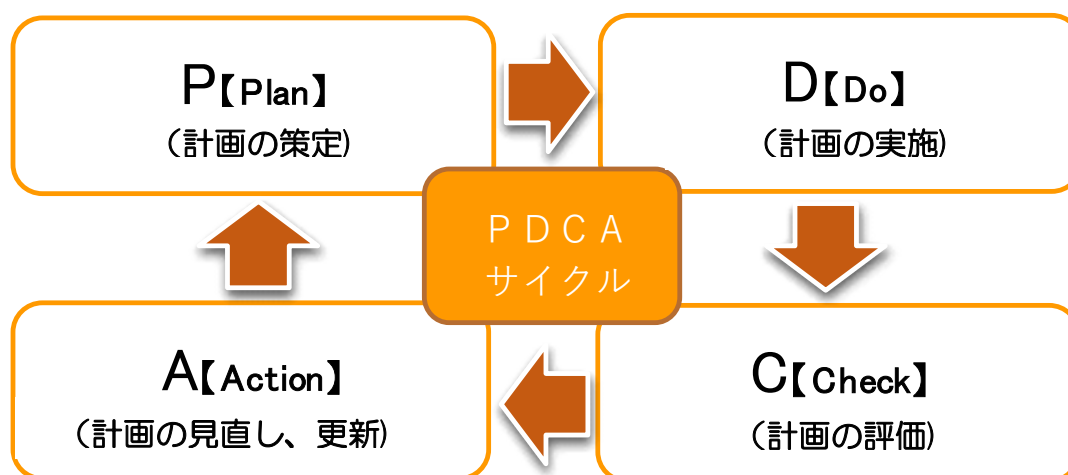
2 計画の評価

(1) 計画の評価

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画を実効性のあるものとして推進していくために、様々な社会状況などを踏まえながら「PLAN（策定）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（見直し、更新）」を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

評価にあたっては、横手市総合計画における「まちづくり指標」として設定している、福祉施策の項目の「市民満足度」を向上させることを目標に、各施策を展開します。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ





資料編



資料編

1 計画の策定体制

(1) 策定体制

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の策定においては、「地域福祉」の担い手となる「市民」の意見を聞き、計画に反映することが不可欠です。

市民へのアンケート調査の実施、また、策定委員を関係機関・団体などから選任及び市民から公募するとともに、パブリックコメントの実施など「地域福祉」に関わる方々の様々な意見を計画に反映しました。

① アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するためにアンケート調査を実施しました。

■地域福祉に関するアンケート

ア. 調査対象

対 象	抽出数	抽出条件
横手市民	3,000 件	令和5年11月1日現在、横手市に住む20歳以上の市民を対象に、年代男女、居住地区を考慮した上、無作為抽出法により抽出した。

イ. 調査期間

令和5年11月1日～令和5年11月22日
(令和5年12月15日までの回収票も有効としました)

ウ. 調査方法

郵送による配布・回収

エ. 配布・回収数

配布数	有効回答 【有効回答率】
3,000 件	1,274 件 【42.5%】

◆資料編

■ひきこもりに関するアンケート

①市民の生活状況に関する調査～社会参加に問題を抱える方への支援に向けて～ ア. 調査名

令和5年度市民の生活状況に関する調査

イ. 調査対象

横手市の15歳から64歳の方が属する全ての世帯を対象

ウ. 調査基準日

令和6年2月1日（木）

エ. 調査対象世帯数

21,894世帯

オ. 調査方法

郵送調査とWEB調査についてどちらか一方を選択

カ. 調査期間

令和6年2月9日（金）～3月5日（火）

キ. 回答数

総回答数 10,162世帯

有効回答 9,925世帯

うち、郵送回答 7,919世帯（うち無効回答 208世帯）うち、郵送回答 7,711世帯

WEB回答 2,243世帯（うち無効回答 29世帯）

WEB回答 2,214世帯

総回答率 46.4%

有効回答率 45.3%

ク. ひきこもり当事者の条件に当てはまる世帯数及びその割合

ひきこもり当事者の条件に当てはまる世帯 500世帯 5.0%(9,925世帯/500世帯)

②支援者向け調査

ア. 調査対象

民生委員 278名 主任児童委員 32名 福祉協力員 841名

福祉関係事業所（ケアマネジャー等） 52事業所

イ. 調査基準日

令和6年2月1日（木）

ウ. 調査方法

民生委員・主任児童委員・福祉協力員：郵送による配布・回収

福祉関係事業所：メールによる配布・回答

工. 回答数（回答率）

民生委員 215（77.3%）、主任児童委員 16（50.0%）、福祉協力員 557（66.2%）、福祉関係事業所 34（65.4%）

オ. 調査対象者が把握しているひきこもり等の状態にある方 263 名

② 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会の設置

各方面の市民の声を計画に反映させるため、「横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画策定の各段階において、市民の目線による計画策定に努めました。

■横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会の開催状況

令和 6 年 5 月 22 日	第 1 回 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・アンケート調査結果及び第 3 次計画の評価について 等
令和 6 年 8 月 23 日	第 2 回 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会 ・計画骨子案について 等
令和 6 年 11 月 7 日	第 3 回 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会 ・計画素案について 等
令和 7 年 2 月 5 日	第 4 回 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会 ・パブリックコメント実施結果について 等

③ パブリックコメントの実施

令和 6 年 12 月 20 日から令和 7 年 1 月 20 日まで、本計画の最終案を市ホームページ、社会福祉課や各地域局等において公開し、広く市民の意見を求めるパブリックコメントを実施しました。

(2) 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

令和6年5月22日～令和7年3月31日

	氏 名	所 属	備 考
1	宮川 貴子	横手市民生児童委員協議会	
2	柴田 卓三	横手市老人クラブ連合会	
3	嶋田 陽子	横手市赤十字奉仕団	
4	佐藤 真喜子	ボランティア団体（ふれ愛塾）	
5	青谷 透	横手市社協福祉協力員会	
6	神谷 長一	横手市自立支援協議会	
7	高橋 恵美子	横手市子ども・子育て会議	
8	八嶋 英樹	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター	委員長
9	佐藤 友治	横手市社会教育委員	
10	小林 悠希	横手市成年後見支援センター運営検討委員会	副委員長
11	高橋 悦子	横手市ひきこもり支援関係者	
12	石川 由美子	横手地区保護司会	
13	近 京子	横手市十文字西地区交流センター運営協議会	
14	佐藤 節子	公募委員	
15	小西 貴之	公募委員	

(3) 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(令和6年1月1日 市民福祉部長決定)

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく横手市地域福祉計画とその総合的な行動計画である横手市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか総合的な地域福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長及び横手市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 社会福祉事業者
- (6) 前号に掲げるもののほか、市長及び横手市社会福祉協議会会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部まると福祉課において処理する。

◆資料編

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

第4次
横手市地域福祉計画
横手市地域福祉活動計画
令和7年3月

編集・発行

横手市 市民福祉部 まるごと福祉課
〒013-8601 横手市中央町8番2号
TEL : 0182-23-5881
FAX : 0182-32-9709
HP : <https://www.city.yokote.lg.jp/>

社会福祉法人 横手市社会福祉協議会
〒013-0072 横手市卸町5番10号
TEL : 0182-36-5377
FAX : 0182-36-5388
HP : <https://www.yokote-shakyo.jp/>